

第2期 本宮市地域福祉計画



平成31年3月
福島県本宮市



はじめに

本市では、平成26年3月に「本宮市地域福祉計画」を策定し、基本理念である「共に支え合い安心していきいきと暮らせるまち」を目指して地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、わが国の総人口が減少するなか、本市においても少子高齢化が深刻な問題となっています。

また、核家族化や共働き世帯の増加など、ライフスタイルの多様化なども影響して、地域における支え合う力が低下し、高齢者及び障がい者への虐待、ひきこもり、生活困窮や社会からの孤立など新たな問題が顕在化している状況にあります。

一方、東日本大震災をはじめ全国各地で発生している大規模災害では、人と人のつながりや、地域での助け合い、支え合いの重要性を改めて認識させられました。

このことから、本市では、これまでの計画を基本としつつ、新たな課題に対応するため、第2期本宮市地域福祉計画を策定しました。

この計画は、基本理念を「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」とし、これを実現するため、自助、共助、公助に加え、「自分で解決できない問題は隣近所や地域のボランティア活動」により解決するという『互助』の考えを取り入れ、市民の皆様や地域の取組、福祉関係事業者の取組、行政の取組をまとめたものです。保健福祉分野の個別計画との調和を図りながら、地域福祉の向上のための取組を推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました本宮市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各地区での住民座談会、パブリックコメントを通じて、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。



平成31年3月

本宮市長 高松 義行

目 次

第1章 計画の概要	1
1 第2期地域福祉計画策定の背景と目的.....	1
2 地域福祉とは	2
3 地域福祉計画とは.....	3
4 計画期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 本宮市の現状と課題	6
1 本宮市の状況	6
2 既存アンケートにみる市民意識.....	12
3 地域福祉の課題の整理	24
第3章 計画の基本理念と基本目標	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	26
3 計画の体系	28
第4章 施策の展開	30
1 すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり.....	30
2 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり.....	33
3 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり	35
第5章 重点的に取り組む施策	38
1 避難行動要支援者への支援.....	38
2 生活困窮者の自立支援	38
3 虐待防止・権利擁護の取組.....	38
4 包括的支援体制の整備・強化	38
5 防犯体制の充実.....	39
第6章 計画の推進	40
1 計画の推進	40
2 計画の進行管理.....	41



本計画書の本編は、高齢者や視覚に障がいのある方のために配慮したフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用して作成しました。

第1章 計画の概要

1 第2期地域福祉計画策定の背景と目的

本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が深刻化する中、子どもや若者世帯は減少傾向にあり、核家族化や共働き世帯の増加など価値観やライフスタイルの変化も影響して、地域や社会を支えることが構造的に難しい状況になりつつあります。また、児童、高齢者及び障がい者への虐待、引きこもりや孤独死、生活困窮世帯の増加など、制度の狭間と言われる社会的問題が顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、近年は大規模な自然災害が全国各地で多発している状況が見受けられます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、隣近所とのつながりの重要性を再認識させられています。

このような状況を踏まえ、平成25年には災害対策基本法が改正され、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者の支援が強化されたり、平成27年4月の介護保険法の一部改正では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」の構築が位置づけられるなど、地域における支え合い体制の強化に向けて、法制度が改正されてきました。

本地域福祉計画を規定する「社会福祉法」においても、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月公布）により、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野の連携、制度の狭間の課題への対応の在り方、生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備など、包括的支援体制の整備に関する事項が追加されました。

このような動きを踏まえ、本市では、平成26年3月に策定した「本宮市地域福祉計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「第2期本宮市地域福祉計画」を定めるものです。

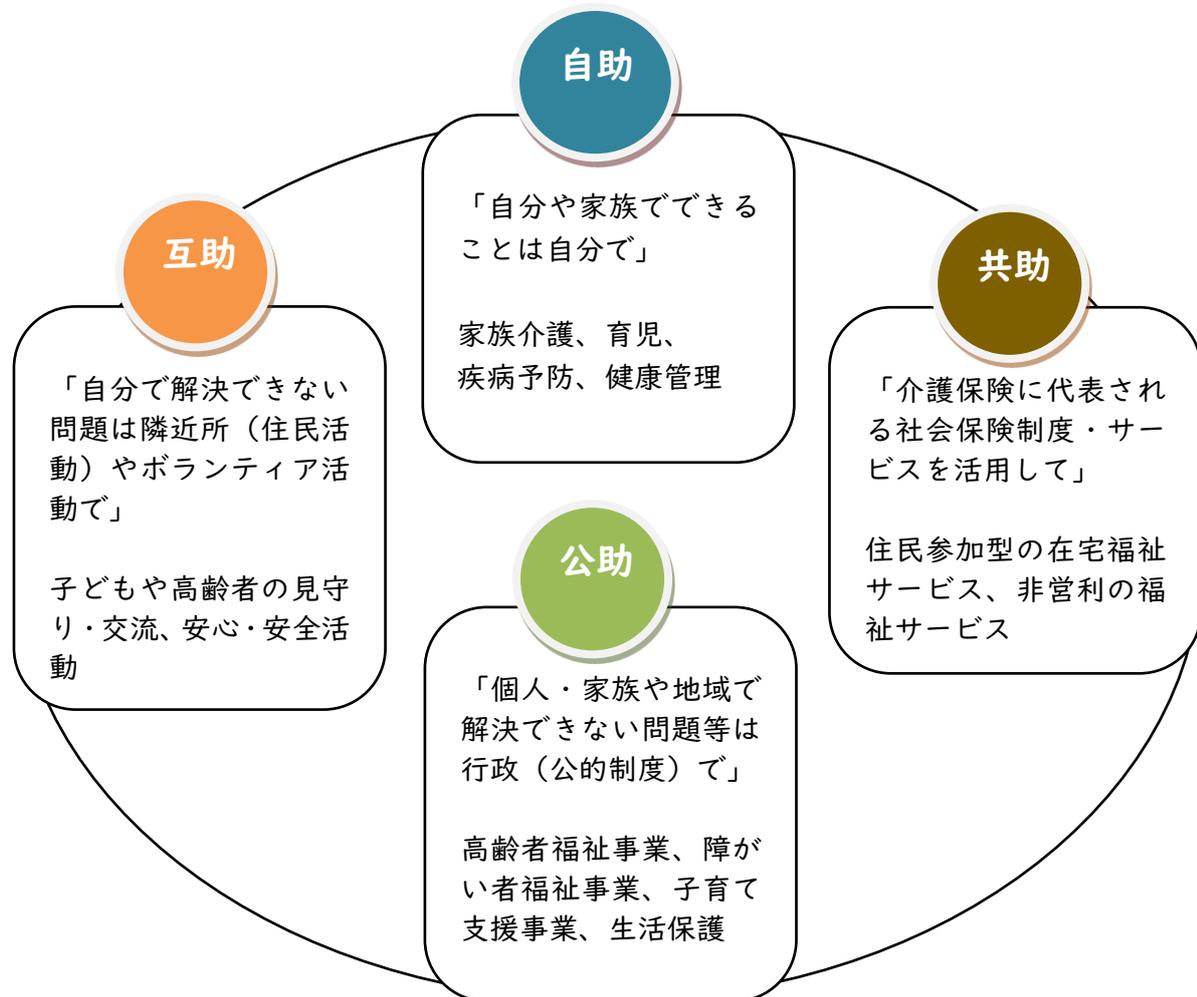


2 地域福祉とは

地域福祉とは、市民が住みなれた地域の中で、家族や地域（隣近所）、友人等とつながりを持ち、誰もが自分らしく、いきいきと暮らすことができる地域社会を創るために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を作って持続していくことです。

地域における様々な課題の解決に向けて、市民自らの努力（自助）や、市民同士や地域における支え合い（互助）※、介護保険や医療、年金など制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援など、それぞれが連携しあって取り組んでいくことが求められます。

【地域福祉と自助・互助・共助・公助のイメージ】



※ 従来は、自助、共助、公助で地域を支えていくという考えが一般的でしたが、包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」では、「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間の負担であり、「自助」は自分のことは自分ですることに加え、市場サービスの購入も含まれます。「互助」は相互に支えあっているという意味で「共助」と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものとなります。



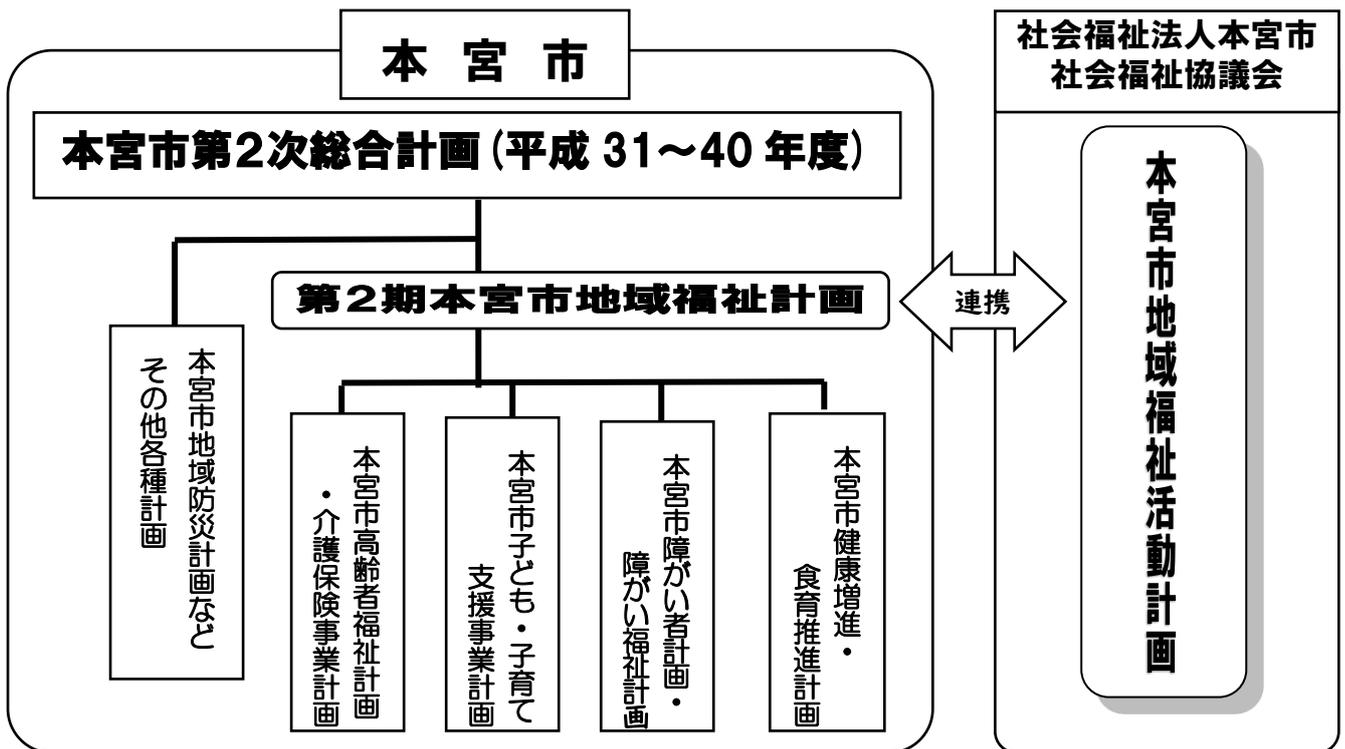
3 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、市民に最も近い市が、地域福祉推進の主体である市民等の参画を得ながら、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを、総合的、計画的、横断的に推進するための計画です。

本計画は、本市におけるまちづくりの最上位計画である「本宮市第2次総合計画」に位置づけられる分野別計画の一つであるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、高齢者福祉計画や、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、健康増進・食育推進計画など関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。

なお、本計画の実行には、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が平成30年度に策定する地域福祉活動計画の取組との十分な連携が必要となります。地域福祉活動計画は、地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図ります。

【計画の位置づけ】



4 計画期間

本計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間です。
 なお、計画期間において、社会経済状況の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

【計画期間】

年度	平成 30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度	39 年度	40 年度
計画名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
本宮市第1次 総合計画	→										
本宮市第2次 総合計画		→									
		→ 前期基本計画					→ 後期基本計画				
第1期本宮市 地域福祉計画	→										
第2期本宮市 地域福祉計画		→									
第3期本宮市 地域福祉計画							→				

※2019年5月1日以降は、「平成」を新元号年度に読み替えるものとします。



5 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

策定にあたっては、本計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、「本宮市地域福祉計画策定作業部会」と「本宮市地域福祉計画策定庁内委員会」を関係課等の参画を得て組織し、市民及びその他福祉活動にかかわる方で組織された本宮市地域福祉計画策定委員会（本宮市保健福祉行政推進協議会）でご意見をうかがいながら策定しました。

(2) 地域福祉住民座談会の実施

市民の地域における活動の実態や意向を把握し、第1期計画における取組を評価等するために、市民の声を直接お聞きし、協議する場として、平成30年9～10月に市内7小学校区に分けて地域福祉住民座談会を開催しました。

(3) 福祉関係事業者ヒアリングの実施

福祉関係事業者の地域福祉に関する活動の実態や意向を把握するとともに、第1期計画における取組を評価等するために、平成30年10月に、障がい福祉関係事業者及び高齢福祉関係事業者に対するヒアリングをそれぞれ実施いたしました。

(4) パブリック・コメントの実施

平成31年2月22日から3月14日までパブリック・コメントを実施し、1人の市民の方から5件のご意見をいただきました。



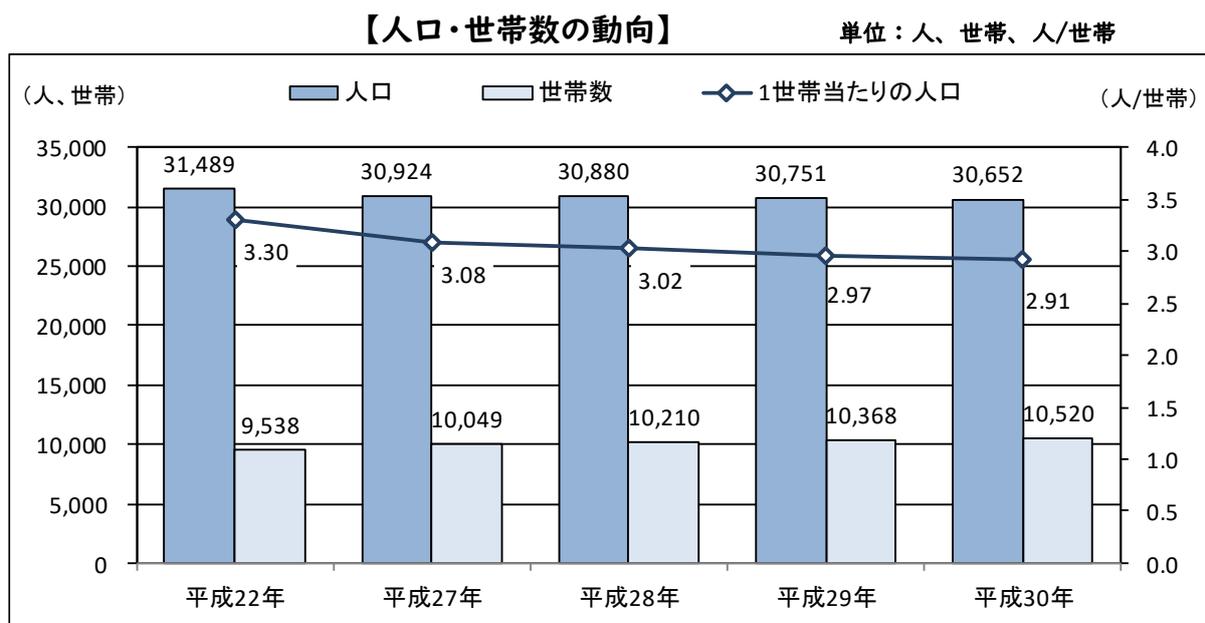
第2章 本宮市の現状と課題

1 本宮市の状況

(1) 人口・世帯

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年の31,489人から平成27年には30,924人となり、さらに平成30年には30,652人（10月1日現在）にまで減少しています。一方、世帯数は年々増加傾向にあり平成22年の9,538世帯から平成27年には10,049世帯と1万世帯を突破しました。その後も世帯数は増加し続け、平成30年には10,520世帯（10月1日現在）となっています。

近年の人口動態をみると、自然動態では死亡が出生を上回る自然減が続いており、近年では100人前後の減少となっています。社会動態では、平成27年以降は転入が転出を上回る社会増となっており、平成28年は99人の増加となりました。しかし、社会増より自然減が大きく、全体では一貫して減少となっています。



資料：福島県現住人口調査（各年10月1日現在）

【人口動態の動向】 単位：人

区分	社会動態			自然動態			増減
	転入	転出	社会増減	出生	死亡	自然増減	
平成25年	876	963	△ 87	233	332	△ 99	△ 186
平成26年	1,044	1,054	△ 10	242	353	△ 111	△ 121
平成27年	1,019	988	31	236	359	△ 123	△ 92
平成28年	1,053	954	99	243	367	△ 124	△ 25
平成29年	1,000	993	7	209	323	△ 114	△ 107

資料：福島県現住人口調査（各年1月1日～12月31日）



国勢調査における一般世帯数は、平成22年の9,526世帯から平成27年には10,030世帯へと、504世帯（5.3%）増加しています。

内訳をみると、親族のみの世帯の「核家族世帯」や「単独世帯」が増加しており、中でも「65歳以上の単独世帯」や「65歳以上の夫婦のみ世帯」の増加が著しい結果となっています。

【一般世帯の世帯構成】

単位：世帯、%

区分	世帯数 総数	一般世帯	親族のみの世帯			非親族を 含む世帯	単独世帯	【再掲】 65歳以上 単独世帯	【再掲】 65歳以上 夫婦のみ 世帯	施設等の 世帯
			核家族 世帯	核家族 以外の 世帯						
平成22年	9,538	9,526	7,677	4,992	2,685	67	1,782	555	1,092	12
	—	100.0%	80.6%	52.4%	28.2%	0.7%	18.7%	5.8%	11.5%	—
平成27年	10,049	10,030	7,893	5,462	2,431	93	2,044	735	1,425	19
	—	100.0%	78.7%	54.5%	24.2%	0.9%	20.4%	7.3%	14.2%	—
増減 (H27-H22)	511	504	216	470	-254	26	262	180	333	7

※各年の下段は一般世帯数に対する構成比（%）

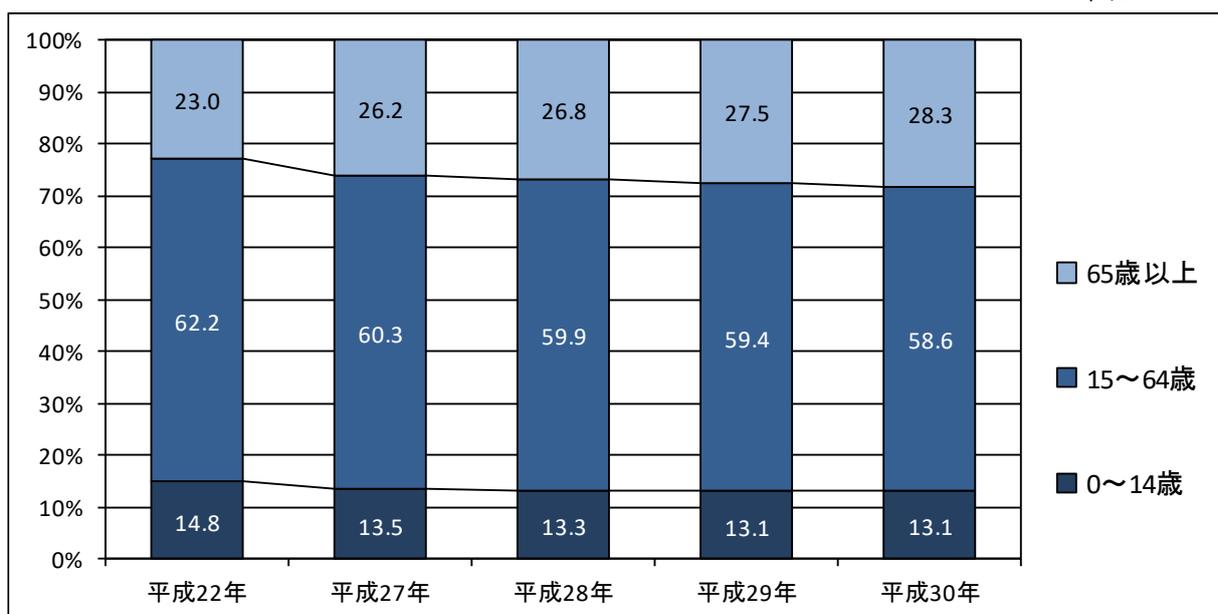
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（2）人口構成

0～14歳の年少人口比率及び15～64歳の生産年齢人口比率は年々低下傾向にあり、平成30年（10月1日現在）には、それぞれ13.1%、58.6%となっています。一方、65歳以上の高齢化比率は年々上昇し、平成30年（10月1日現在）には28.3%となっています。

【年齢3区分人口構成比の推移】

単位：%



資料：福島県現住人口調査（各年10月1日現在）



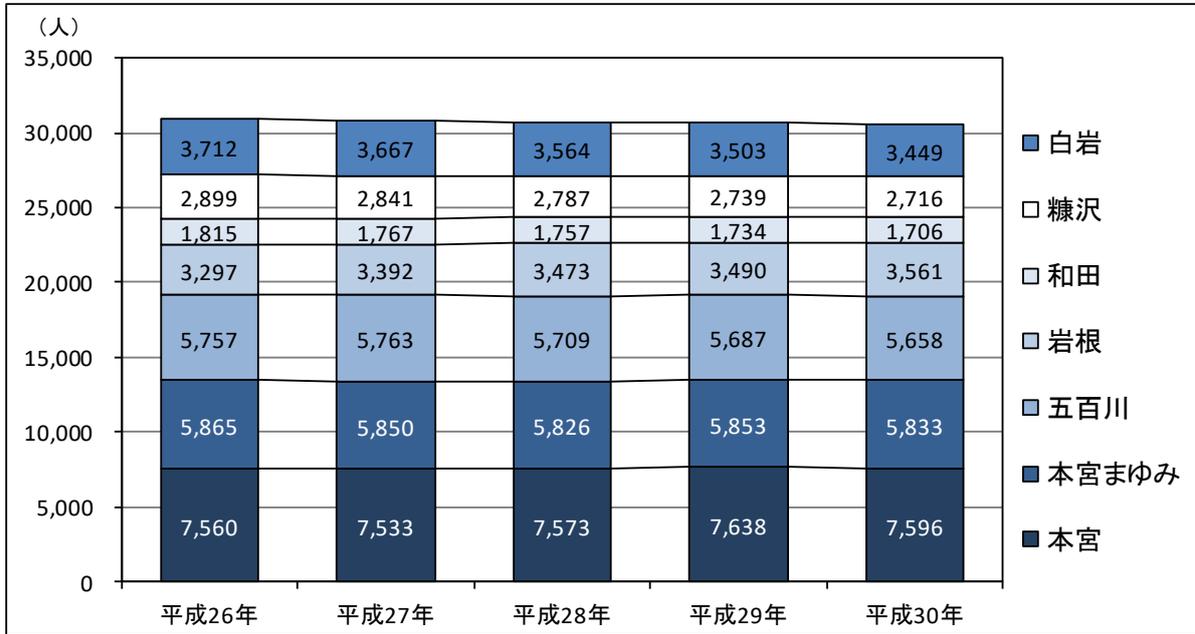
(3) 地区別人口

地域の課題を把握するためには、地域の特性を見極めることが必要であるため、地域を小学校区単位とみなし、地区別の人口に着目します。

岩根小学校区では、なだらかに増加しています。本宮小学校区と本宮まゆみ小学校区は、ほぼ横ばいに対し、他地区は年々減少傾向にあります。

【地区別人口の推移】

単位：人

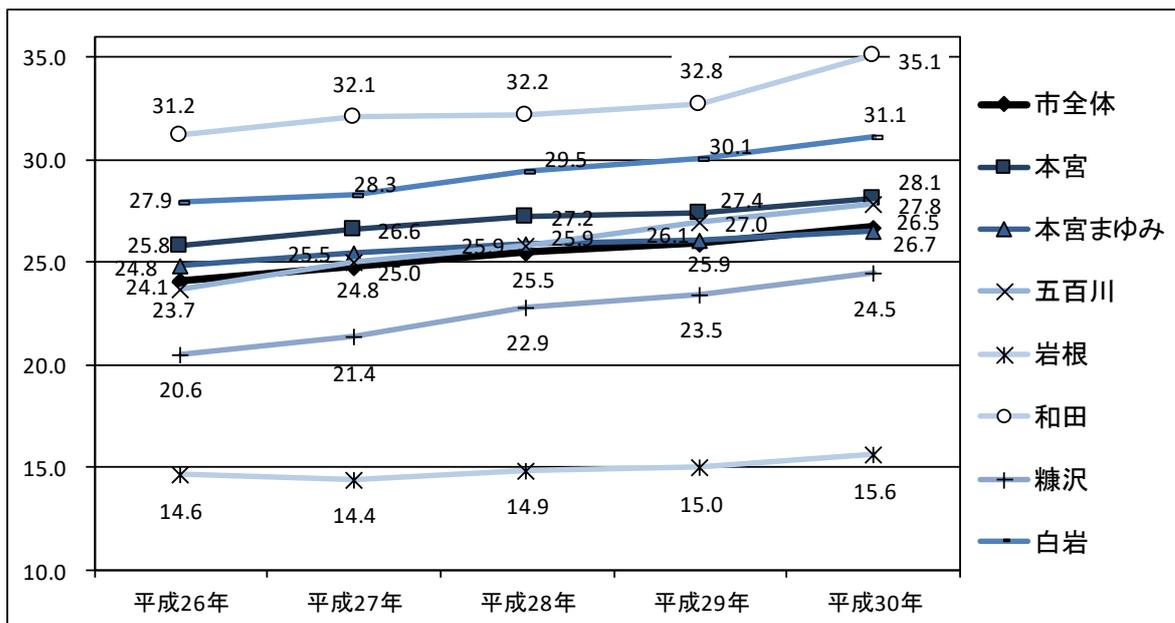


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成30年の高齢化率は、岩根小学校区は15.6%と市内で最も低いのに対し、和田小学校区（35.1%）や白岩小学校区（31.1%）は30%を超え市全体を大幅に上回っています。

【高齢化率の推移】

単位：%



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

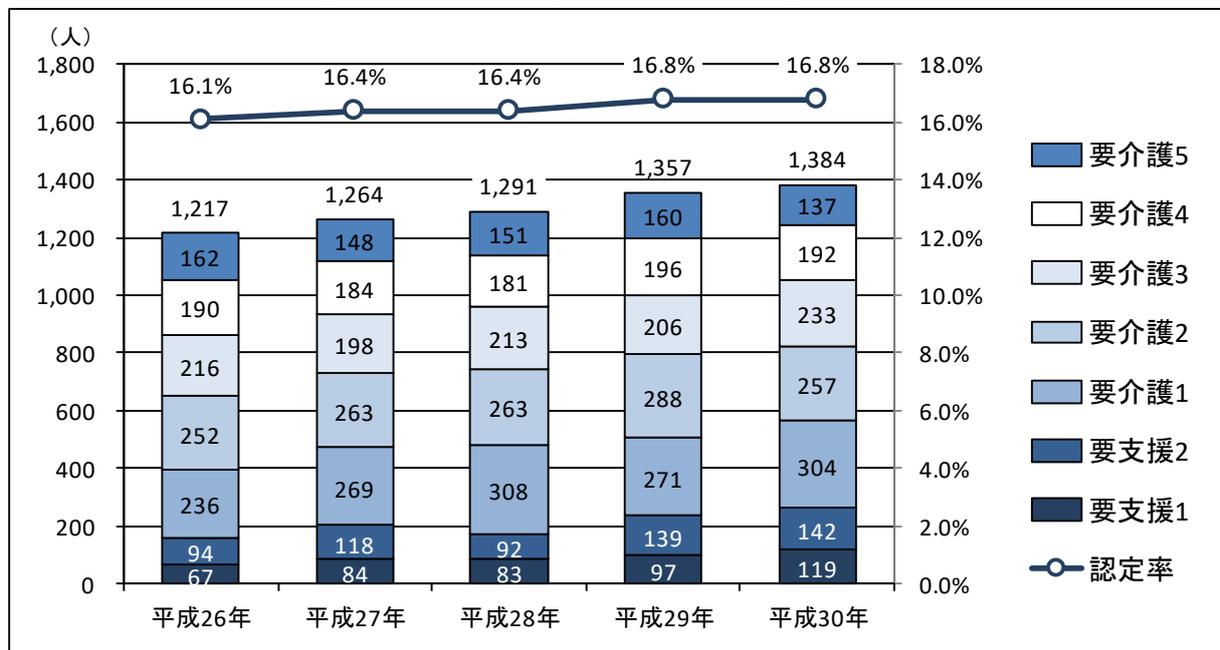


(4) 要支援・要介護認定と介護保険給付の状況

高齢者数の増加とともに、要支援・要介護認定者数も年々増加し、平成30年には1,384人となっており、認定率（第一号被保険者に占める割合）も16%台で上昇傾向にあります。今後、後期高齢者が増加することから、要支援・要介護認定者及び認定率は増加すると推計されています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

単位：人、%

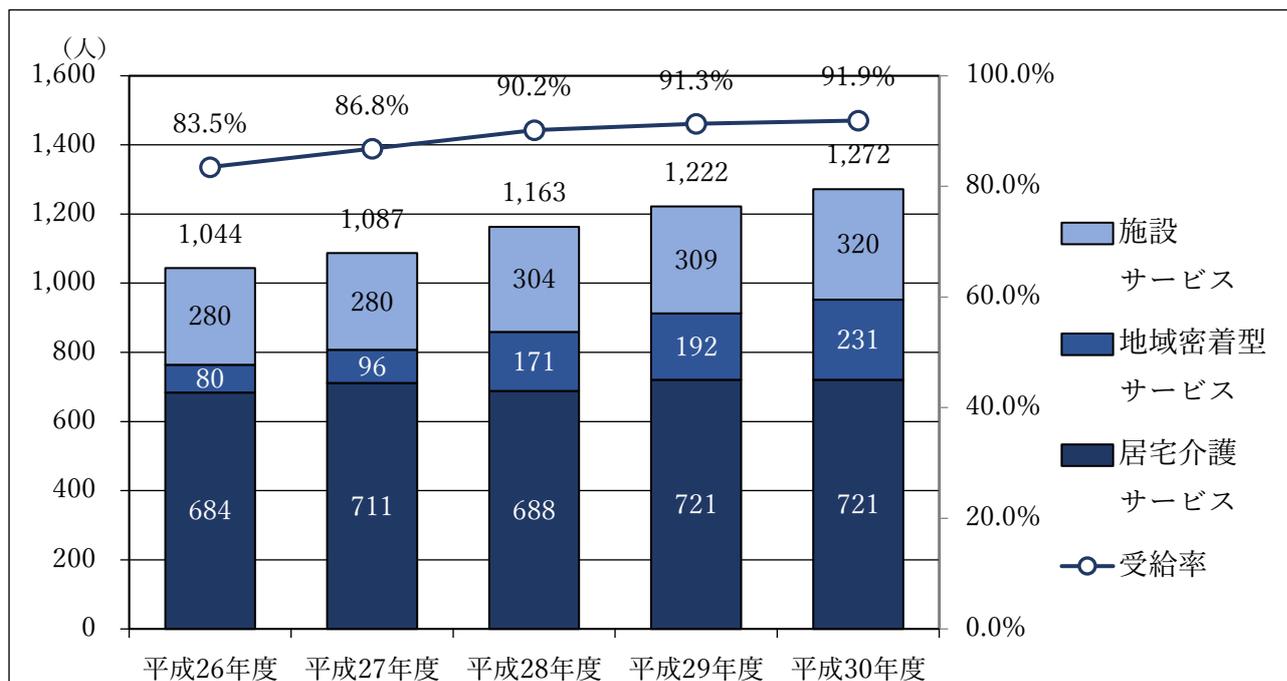


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

要支援・要介護認定者数の増加とともに介護保険サービスの受給者数も年々増加し、平成30年度1月月報値では1,272人となっています。また、受給率は平成30年度は91.9%となっています。

【介護保険サービス受給者の推移】

単位：人、%



資料：介護保険事業状況報告（平成30年度は1月月報値）

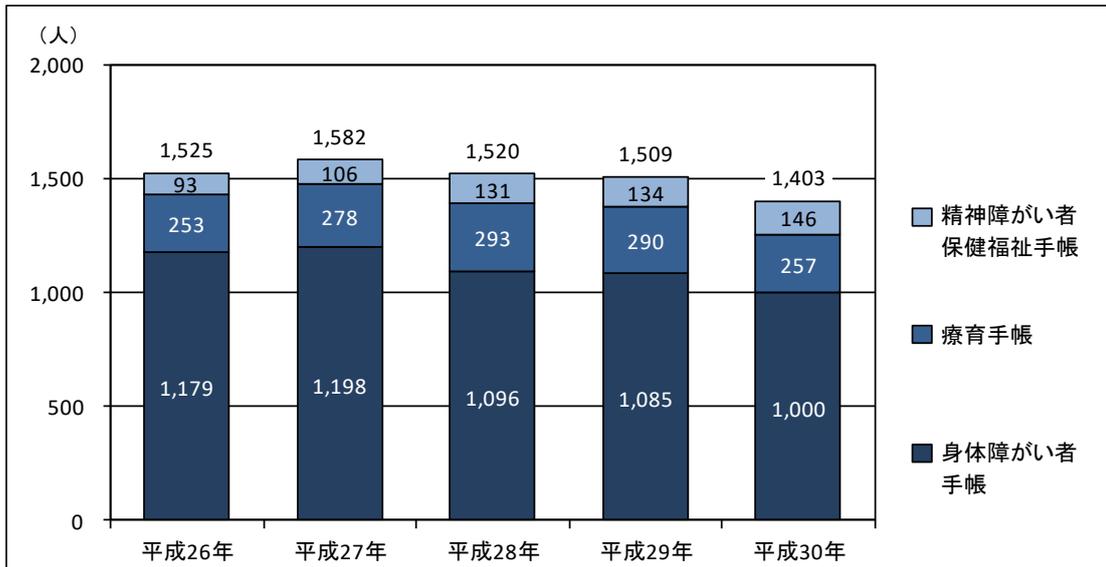


(5) 障がい者手帳所持者数・障がい福祉サービス利用の状況

障がいのある方の手帳所持者についてみると、「身体障害者手帳」所持者は近年は減少傾向にあり平成30年は1,000人となっています。「療育手帳」所持者は増加傾向にありましたが平成30年には257人と前年の290人から減少しています。「精神障がい者保健福祉手帳」所持者は、近年は一貫して増加しており平成30年には146人となっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】

単位：人



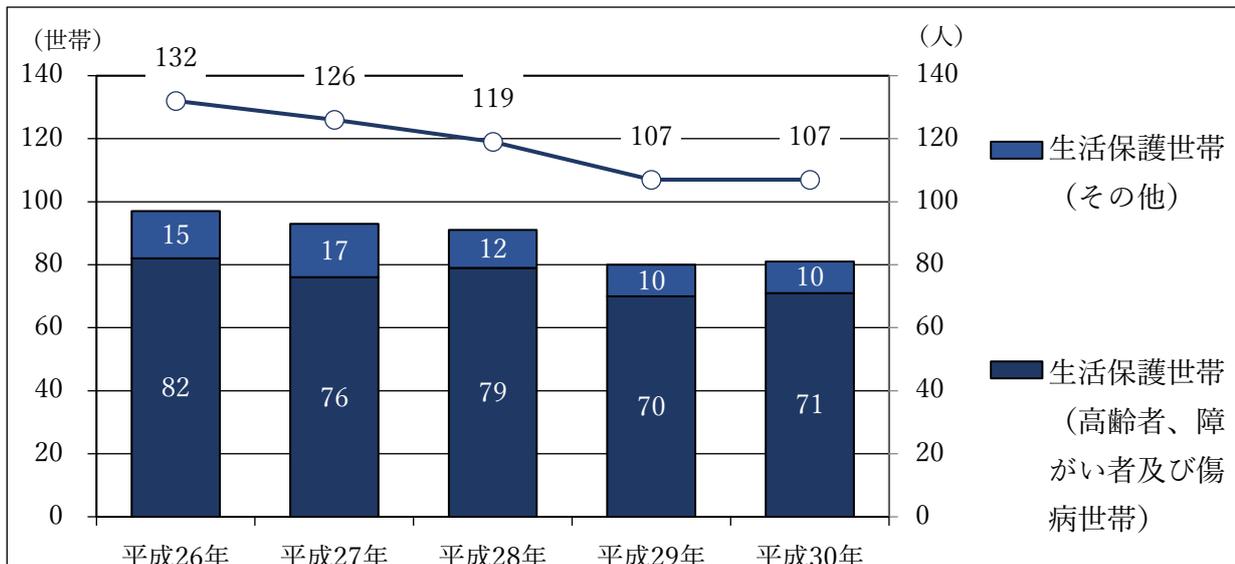
資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

(6) 生活保護世帯数・人数の推移

生活保護世帯は、平成30年度は81世帯、107人で、平成26年度以降、世帯数・人数共に減少傾向にあります。世帯類型では、高齢者、障がい者及び傷病の世帯が71世帯で、全体の約88パーセントを占めています。無職若しくは低所得のため新たに生活保護に頼る世帯が増えると見込まれます。

【生活保護世帯数の推移】

単位：世帯、人

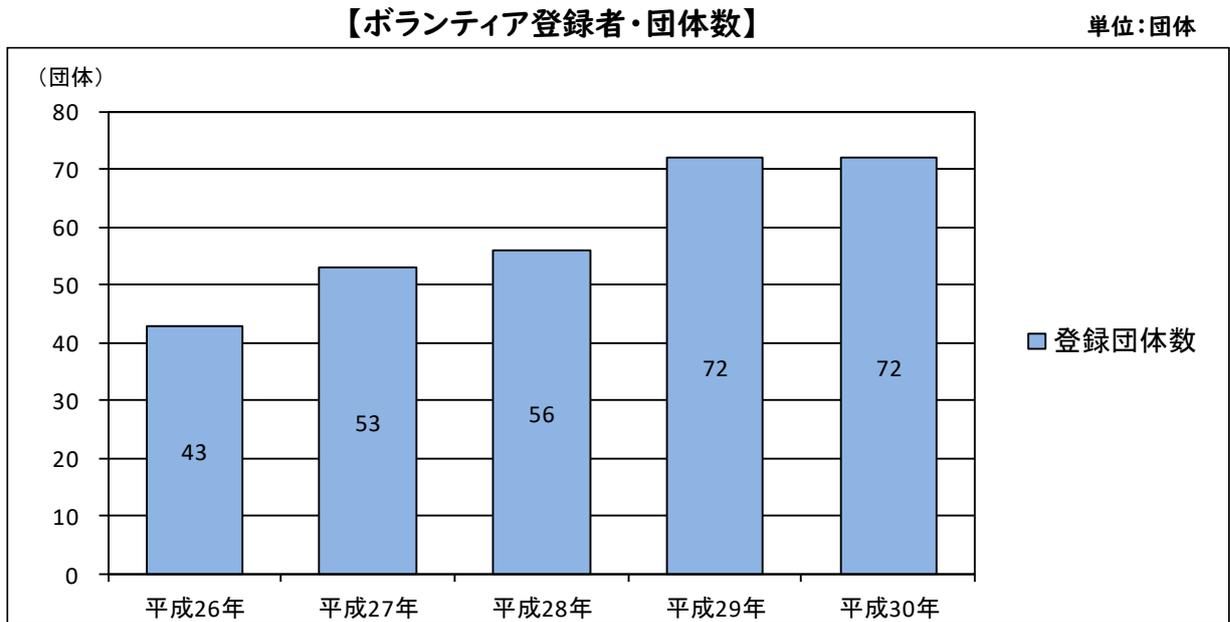


資料：社会福祉課



(7) 地域活動等の状況

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体は、平成30年には72団体となり、今後も増加傾向にあると見込まれます。



資料：社会福祉協議会



2 既存アンケートにみる市民意識

各種アンケート調査にかかる地域福祉に関する調査項目の分析

本市では、近年、総合計画をはじめ、障がい福祉計画、健康増進・食育推進計画及び高齢者福祉・介護保険事業計画に係る各種アンケート調査（※）を実施してきました。このアンケート調査結果から地域福祉に関連する設問を取り上げ、第1期計画の基本目標・基本方針に従って、市民の地域福祉に関する意識・意向を整理します。

(1) 第1期計画の「基本目標1 地域で安心して安全に暮らせる環境づくり」に関連する調査項目の分析

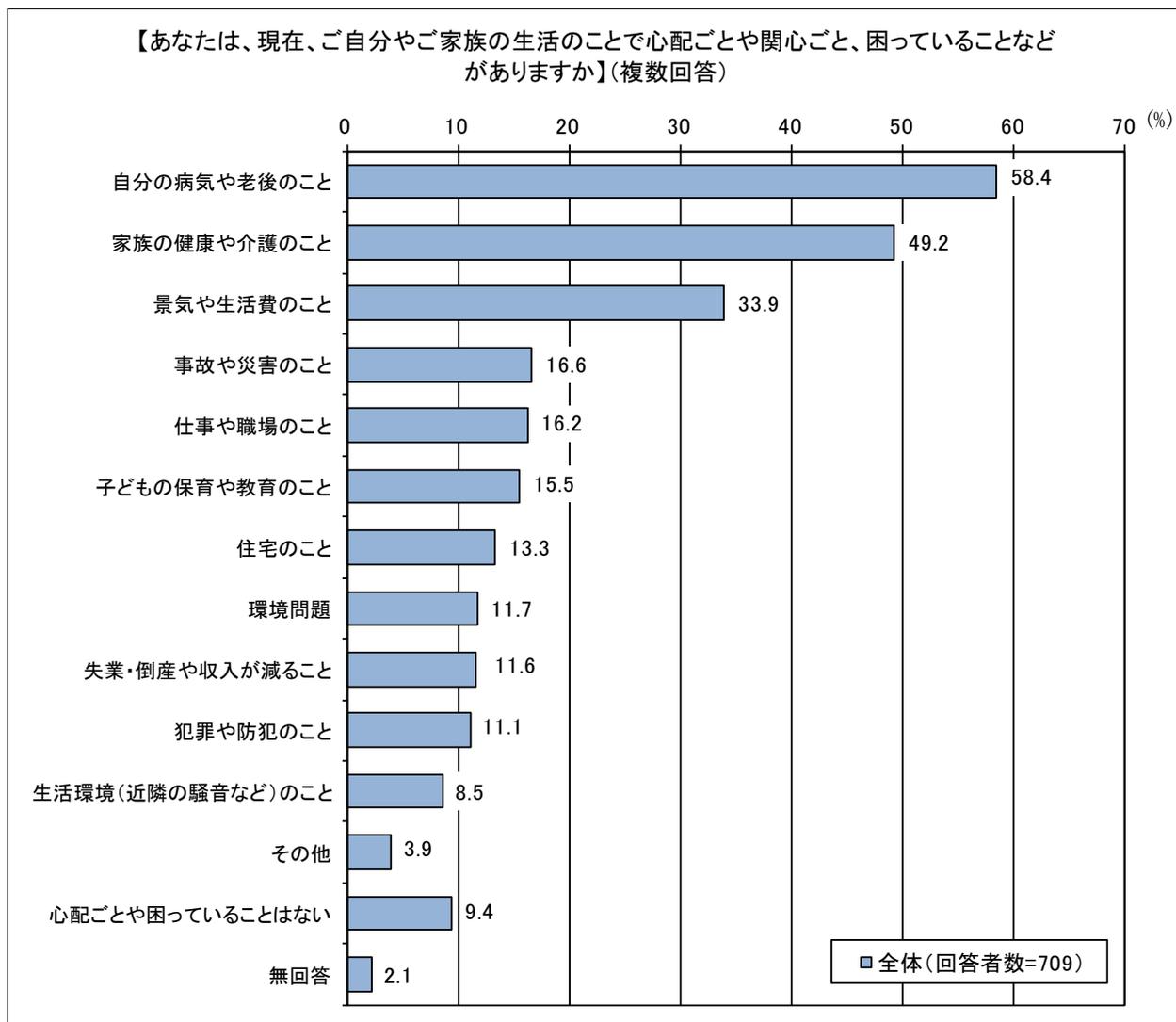
基本方針1【人にやさしいまちづくりの推進】について関連する調査項目を、総合計画（市民意識調査）より整理します。

「現在、ご自分や家族の生活のことで心配ごとや関心ごと、困っていること」について市民の皆様に尋ねています。

回答結果は、「自分の病気や老後のこと」(58.4%)や「家族の健康や介護のこと」(49.2%)は約半数を占め、「景気や生活費のこと」が33.9%で続いています。地域福祉に関連する項目として「事故や災害のこと」や「環境問題」、「犯罪や防犯のこと」、「生活環境（近隣の騒音など）のこと」があり、「事故や災害のこと」が16.6%と、この中では最も不安が大きい結果となっています。

※ 総合計画【市民意識調査】（平成29年9月～10月）、第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険計画（平成28年12月）、第5期障がい福祉計画アンケート（平成29年8月）及び第2次本宮市健康増進・食育推進計画【市民意識調査】（平成29年1月）の各種アンケートの調査対象、有効回答数については、資料編51ページをご覧ください。





資料：総合計画（市民意識調査）

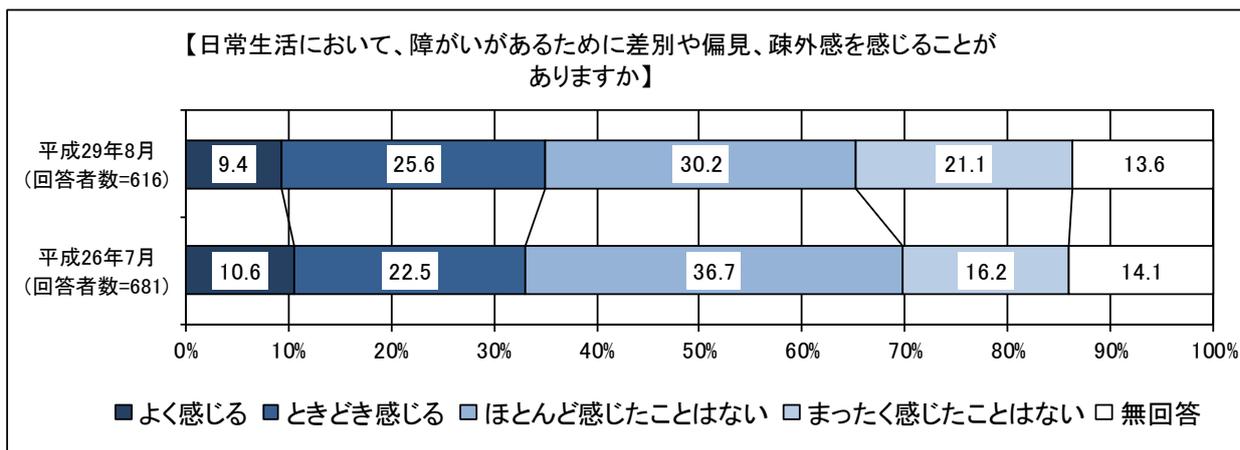
基本方針2【権利擁護の推進】について関連する調査項目を、障がい福祉計画アンケートより整理します。

①差別や偏見などについて

障がいがあるために差別や偏見、疎外感を感じることはあるかについて、“感じる”(「よく感じる」+「ときどき感じる」)は35.0%であり、一方、“感じない”(「ほとんど感じたことはない」+「まったく感じたことはない」)は51.3%と過半数を占めています。

前回(平成26年7月)調査結果と比較すると、“感じる”は前回の33.1%から増加し、“感じない”は前回の52.9%から減少する結果となっています。



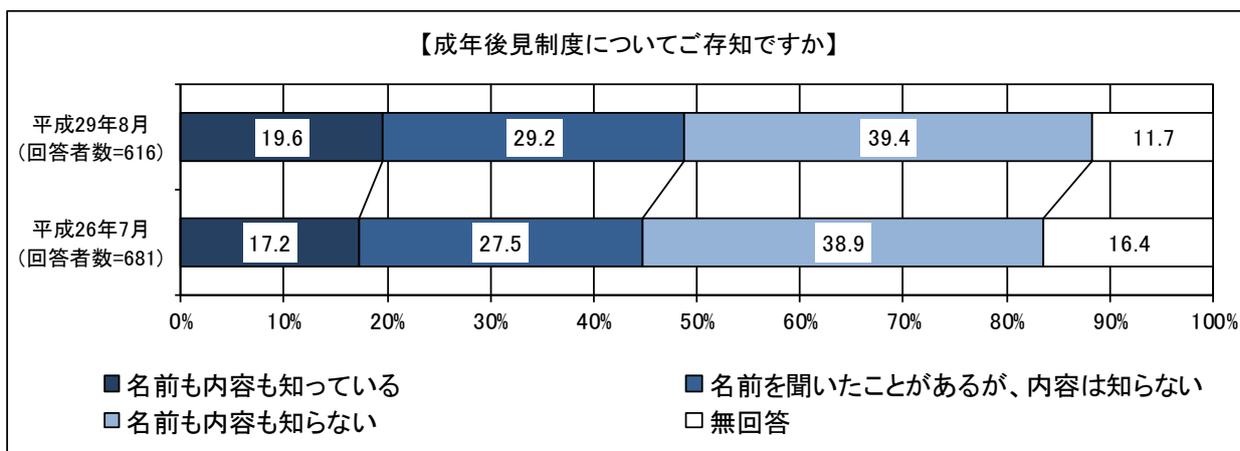


資料：障がい福祉計画アンケート

②成年後見制度について

成年後見制度の周知については、「名前も内容も知っている」は19.6%であり、前回（平成26年7月）調査結果の17.2%より増加しており、周知が広がっている様子が見えます。

しかし、一方で「名前も内容も知らない」は39.4%と約4割を占めていることから、周知に向けた取組のさらなる充実が望まれます。



資料：障がい福祉計画アンケート

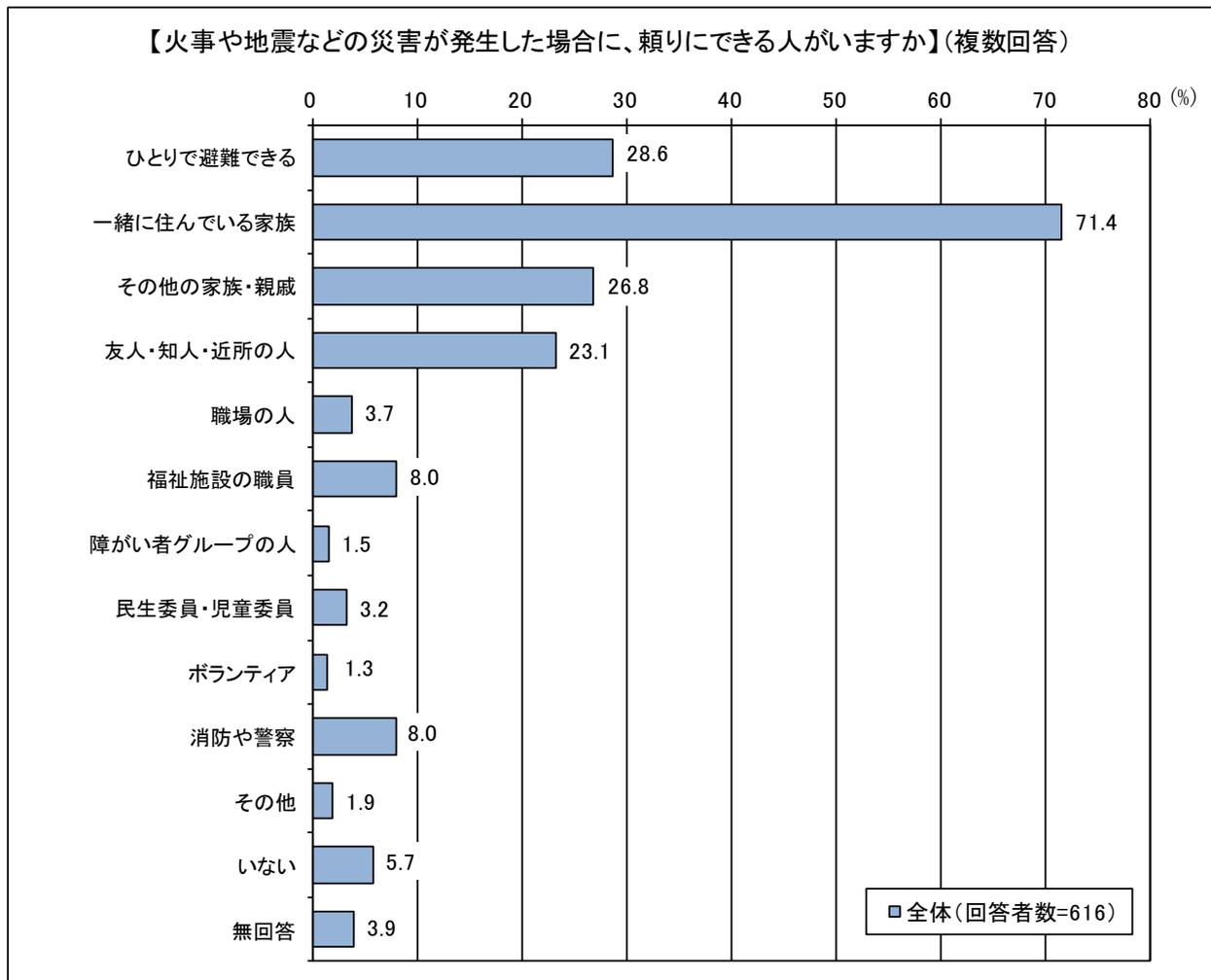


基本方針3【地域ぐるみ防災・防犯活動の推進】について関連する調査項目を、障がい福祉計画アンケートより整理します。

①災害時に頼る人について

火事や地震などの災害が発生した場合に、障がいのある方が“頼れる人”は、「一緒に住んでいる家族」が71.4%と多数を占め、次いで「その他の家族・親戚」(26.8%)となっており、家族及び親族への依存が大きい結果となっています。これに次ぐのが「友人・知人・近所の人」で23.1%となっています。

一方、「いない」は5.7%となっています。



資料：障がい福祉計画アンケート

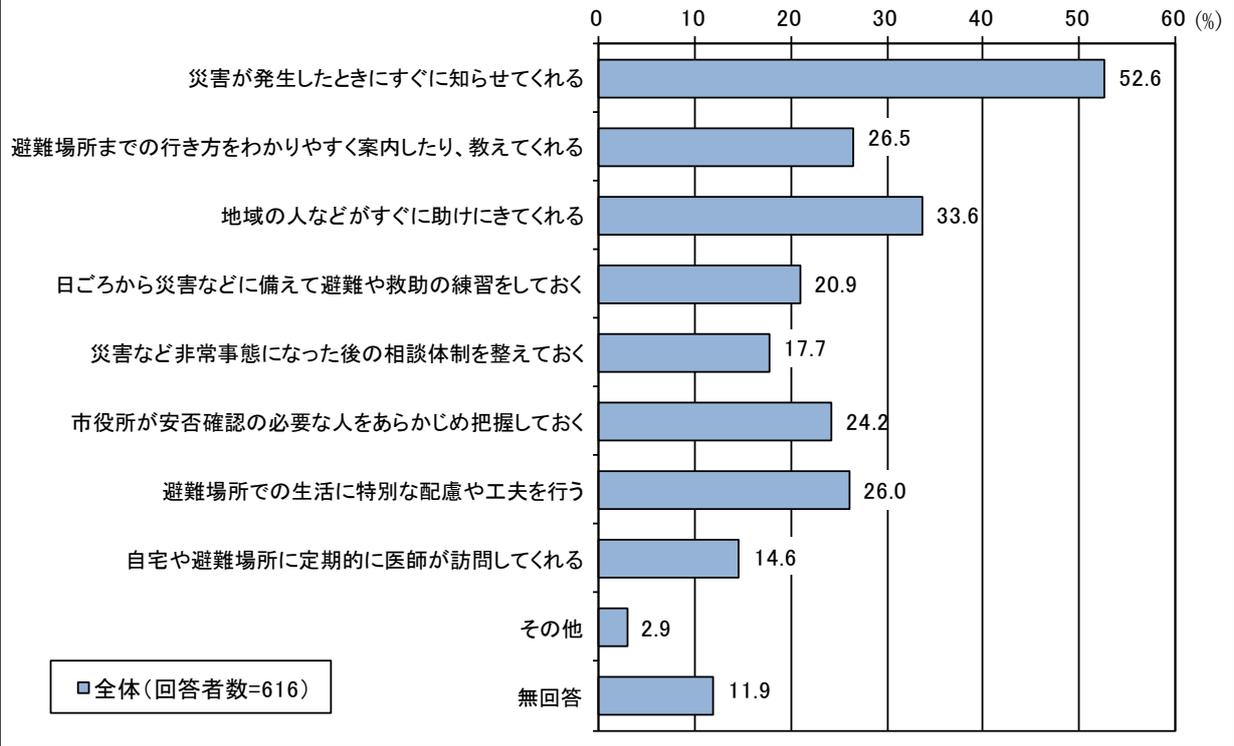
②緊急時の対応で重要なこと

障がいのある立場からみて、火事や地震などの緊急時の対応として重要と思うことは、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる」が52.6%で最も高く、次いで「地域の人などがすぐに助けにきてくれる」が33.6%となっています。

災害発生時などの緊急時において「近所の人」や「地域の人」との関わりが重要であることを、改めて認識する結果となっています。



【火事や地震などの緊急時の対応について、障がいのある人の立場からどのようなことが重要だと思いますか】(複数回答)



資料：障がい福祉計画アンケート

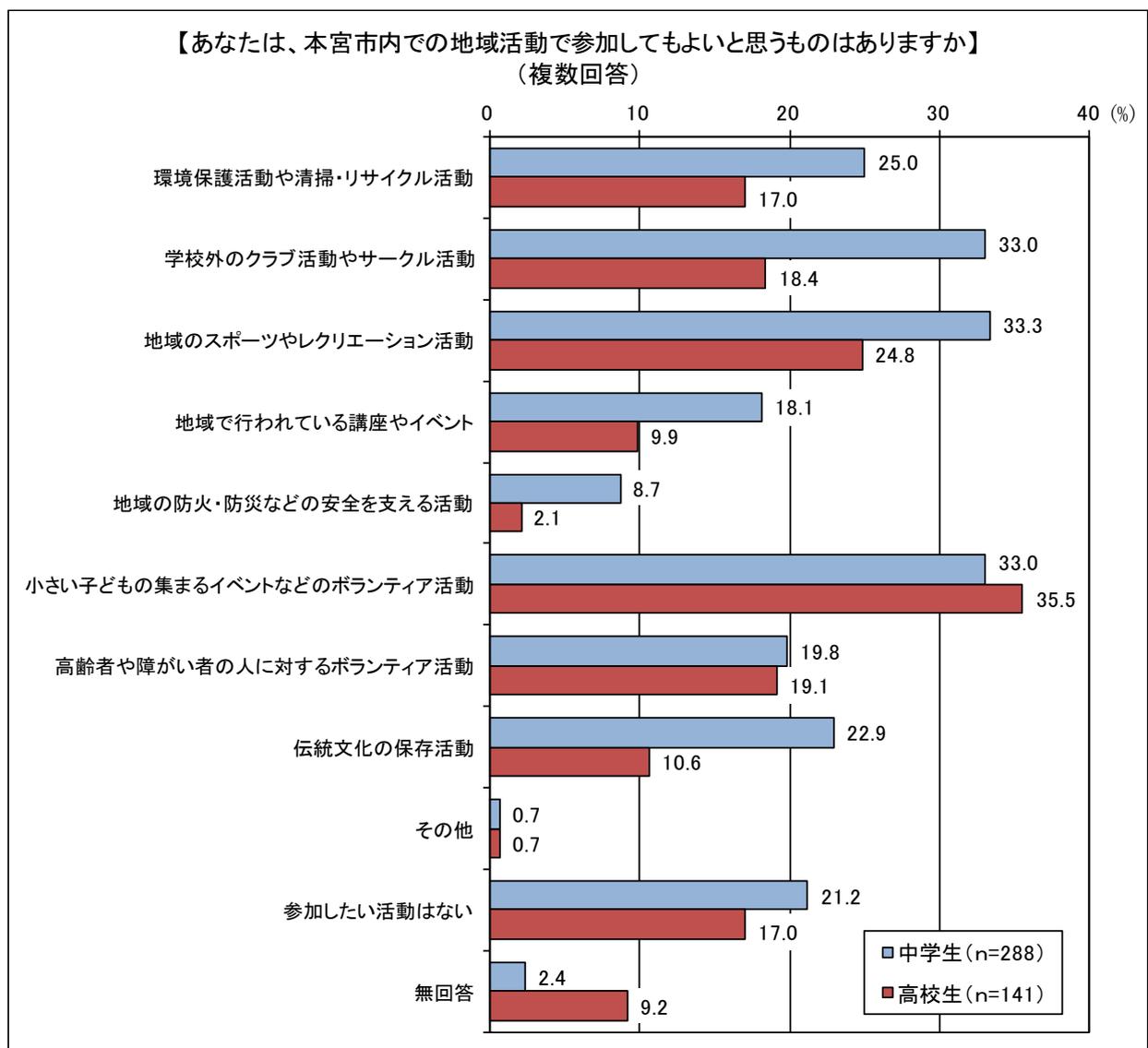


(2) 第1期計画の「基本目標2 共に支えあう意識づくりと参加のきっかけづくり」に関連する調査項目の分析

基本方針1【福祉の心の育成】について関連する調査項目を、総合計画（中学生調査・高校生調査）より整理します。

「小さい子どもの集まるイベントなどのボランティア活動」が高校生（35.5%）は最も高く、中学生（33.0%）も2番目に高い比率となっています。「環境保護活動や清掃・リサイクル活動」（高校生 17.0%、中学生 25.0%）や「高齢者や障がいのある方の人に対するボランティア活動」（高校生 19.1%、中学生 19.8%）も比較的高い比率となっています。

様々な体験によって地域との関わりや福祉について興味を深めることとなり、このような活動をとおして福祉の心の育成を図ることが望まれます。

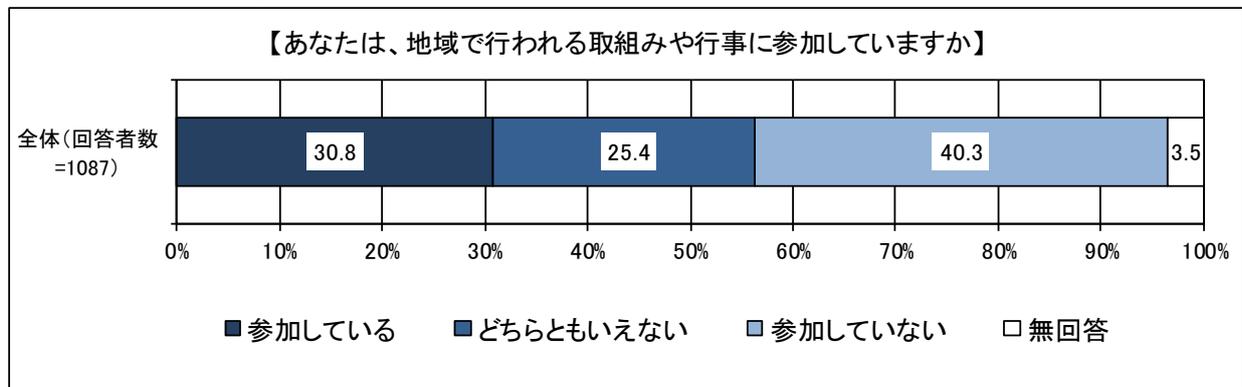


資料：総合計画（中学生調査・高校生調査）



基本方針2【地域交流の場の拡充】について関連する調査項目を、第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）より整理します。

第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）において、地域で行われている取組への参加については、「参加していない」方が40.3%と、「参加している」方の30.8%を上回っています。



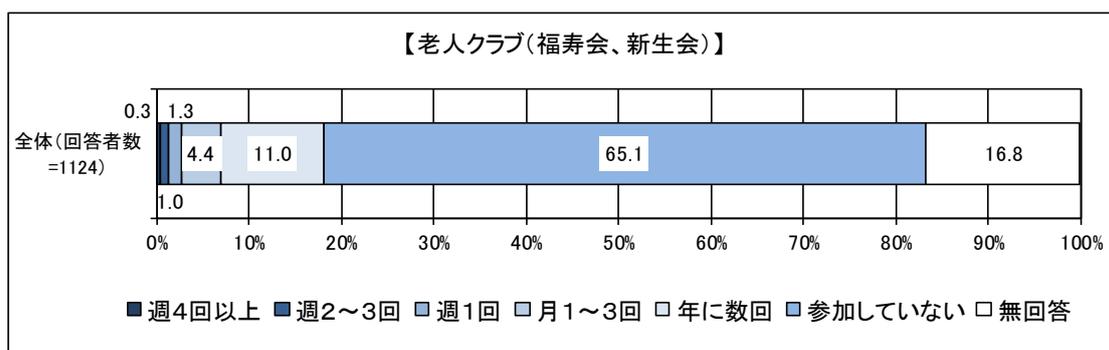
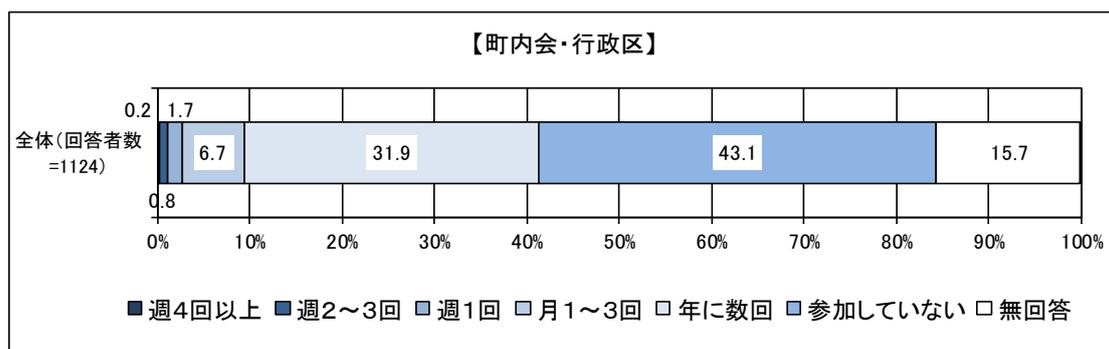
資料：第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）

次に、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）により、高齢者の地域活動等への参加について整理します。

町内会・行政区の活動に年に数回以上“参加している”方は41.3%であり、「参加していない」方は43.1%と、「参加していない」方がわずかに上回っています。

老人クラブについては、年数回以上“参加している”方は18.0%と、さらに少数となっています。

市民の町内会・行政区への加入を促進するため、運営等へのさらなる支援が望まれます。



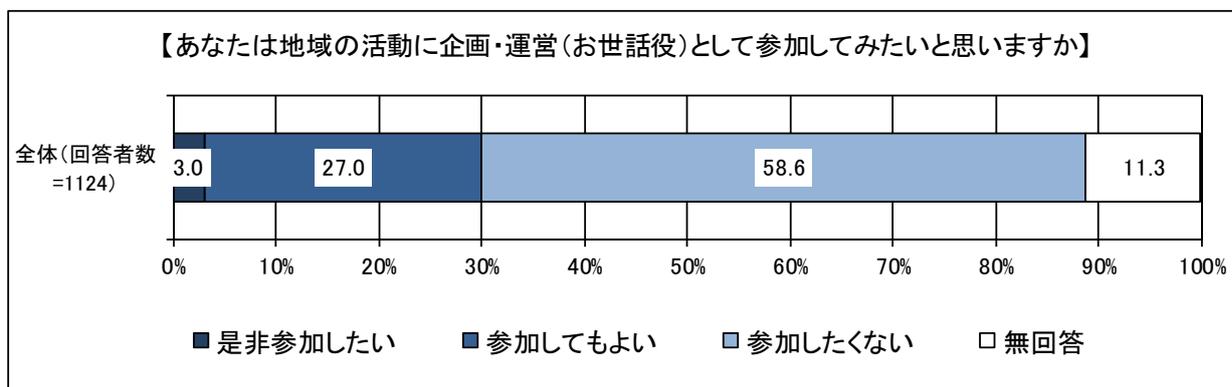
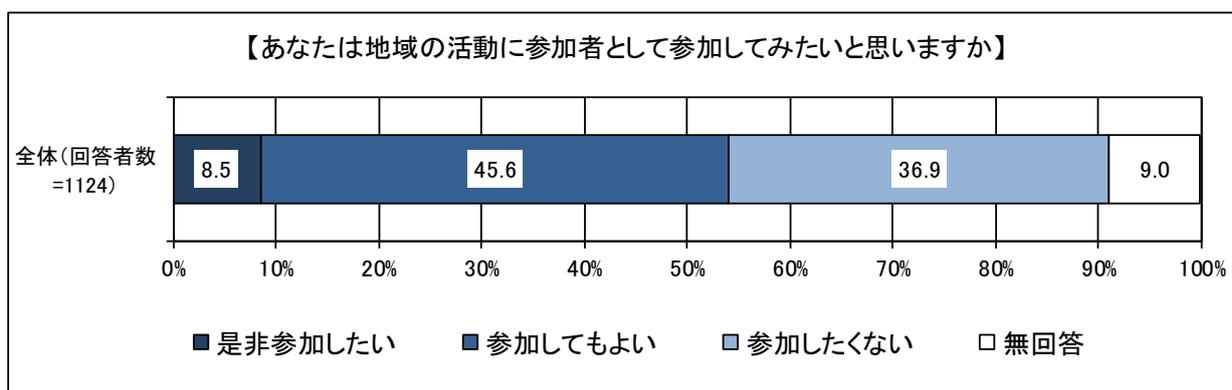
資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）



基本方針3【地域を支える担い手の育成支援】について関連する調査項目を、高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケートより整理します。

地域住民の有志によって行われるグループ活動への参加意向について、グループ活動に、参加者として“参加したい”（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）は54.1%と過半数を占め、「参加したくない」は36.9%となっています。

次に、企画・運営（お世話役）としての参加についてみると、「参加したくない」が58.6%と6割近くを占める結果となっています。しかし、“参加したい”方は30.0%あり、特に「参加してもよい」と回答した方（27.0%）が今後参加していけるよう、地域で活動する団体等に対して支援していくことが望まれます。



資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）

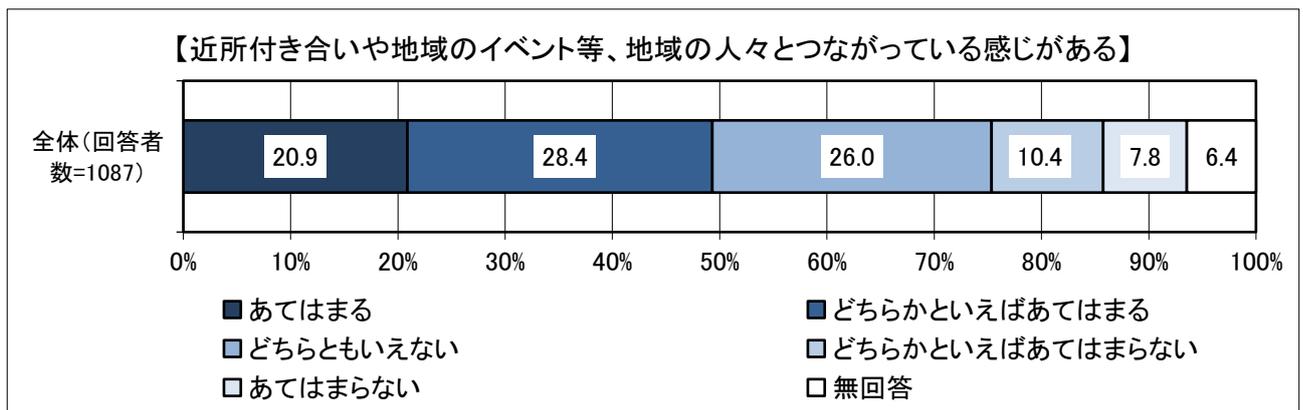
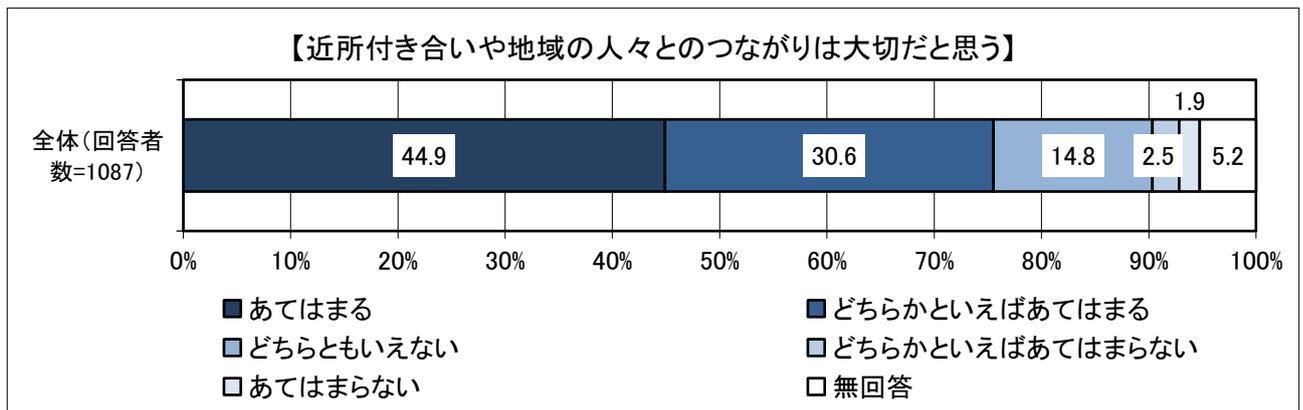
(3) 第 1 期計画の「基本目標3 互いに助けあうつながりづくり」に関連する調査項目の分析

基本方針 1【地域福祉ネットワークの構築】について関連する調査項目を、第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）より整理します。

近所付き合いや地域の人々とのつながりの大切さについて、“大切である”（「あてはまる」+「どちらかといえばあてはまる」）は75.5%と、全体の約3/4を占めています。一方、“大切ではない”（「どちらかといえばあてはまらない」+「あてはまらない」）の回答は4.4%となっています。

また、近所付き合いや地域のイベント等、地域の人々とつながっている感じがあるかでは、“つながっている”（「あてはまる」+「どちらかといえばあてはまる」）は49.3%、“つながっていない”（「どちらかといえばあてはまらない」+「あてはまらない」）は18.2%となっています。

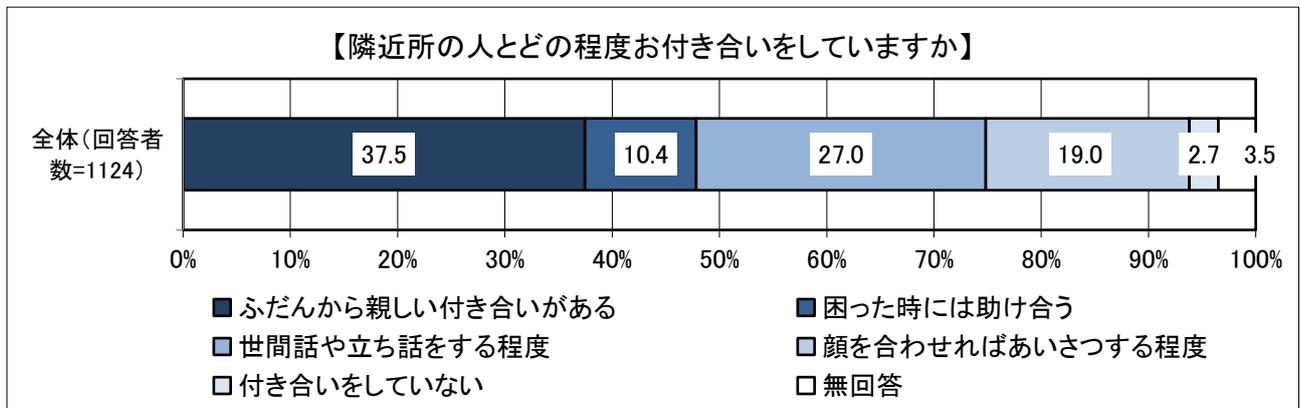
約半数は実際に地域とのつながりを感じているのに対し、2割近い方が実際には地域とのつながりがない状況となっています。



資料：第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）

基本方針2【地域での支えあい活動の推進】について関連する調査項目を高年齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）より整理します。

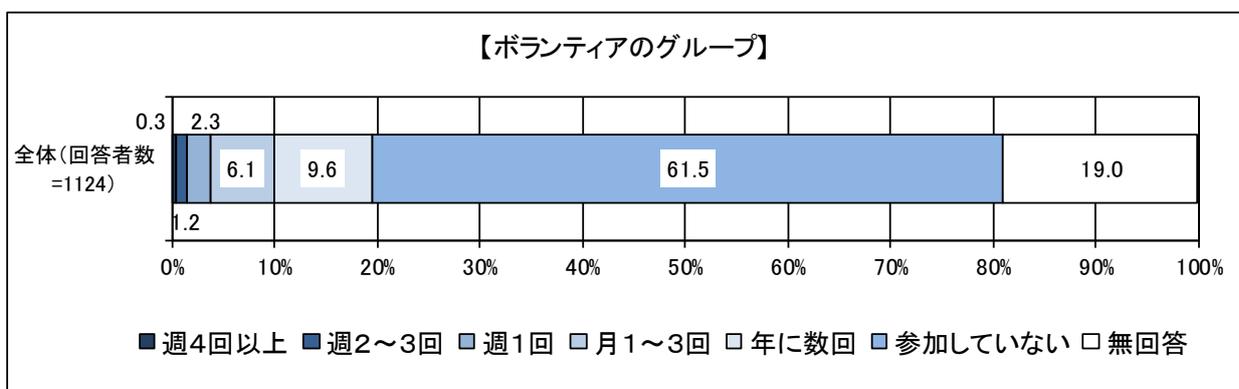
隣近所の人との付き合いの程度について、「ふだんから親しい付き合いがある」が37.5%で最も高く、次いで「世間話や立ち話をする程度」（27.0%）、「顔を合わせればあいさつする程度」（19.0%）、「困ったときには助け合う」（10.4%）と続いています。



資料：高年齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）

基本方針3【ボランティア等活動の推進】について関連する調査項目高年齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）により整理します。

高年齢者で、ボランティアグループに“参加している”（「年に数回」以上）方は19.5%であり、このうち「週1回」以上“参加している”方は3.8%（0.3%+1.2%+2.3%）となっています。



資料：高年齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）

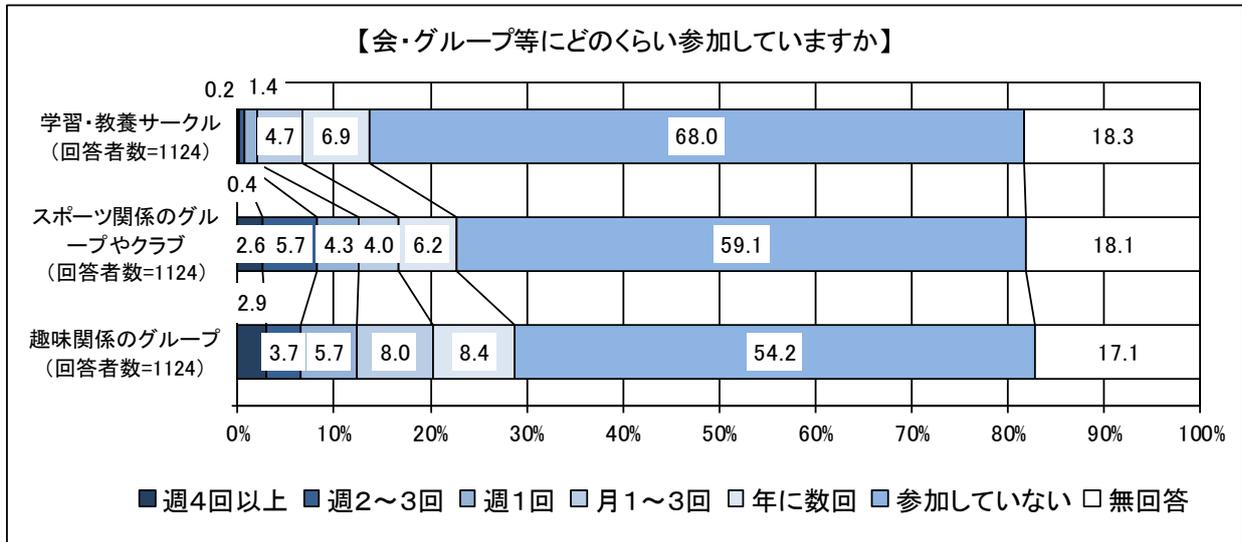
また、前述の火事や地震などの災害が発生した場合に、障がいのある方が“頼れる人”（15ページ参照）において、「ボランティア」は1.3%と、全選択肢の中で最も少ない比率となっています。

ボランティア団体の周知と、各ボランティア団体への参加を拡大していくために、団体活動を支援することは重要であると考えます。



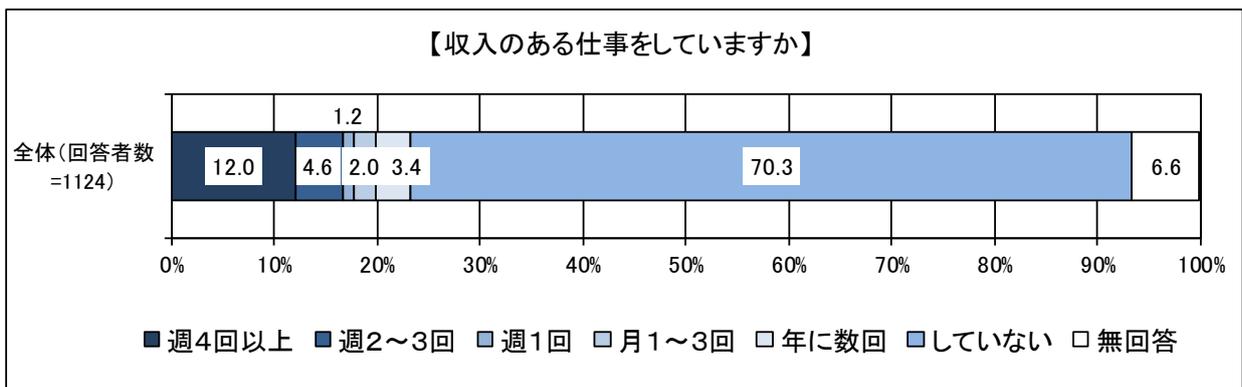
基本方針4【生きがいづくりと心身の健康づくりの推進】について関連する調査項目を、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）より整理します。

高齢者が、会・グループ等に“参加している”（「年に数回」以上）方をみると、趣味関係のグループが28.7%で最も高く、「スポーツ関係のグループやクラブ」が22.8%、「学習・教養サークル」が13.6%となっています。



資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）

高齢者で、収入のある仕事を“している”（「年に数回」以上）方は23.2%であり、「週4回以上」が12.0%と、“している”方の半数以上を占めています。一方で「していない」方の比率は70.3%で非常に高い比率となっています。



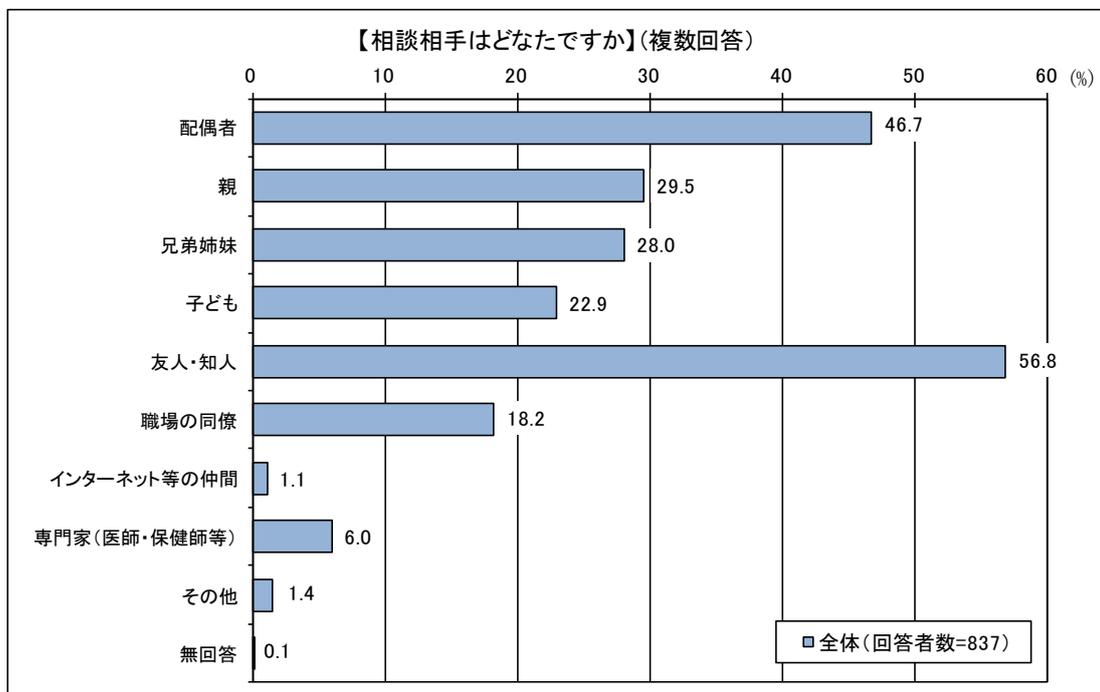
資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）

(4) 第 1 期計画の「基本目標4 多様な福祉サービスの仕組みづくり」に関連する調査項目の分析

基本方針 1【地域ケアシステムの確立とサービスの質の向上】について関連する調査項目を、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏ニーズ調査）より整理します。

一般市民が、悩みや不安を感じたときに相談できる人がいるかについて、「はい」（いる）が77.0%、「いいえ」（いない）が20.1%となっています。

「はい」（いる）と回答した方の相談相手は、「友人・知人」が56.8%と最も高く、次いで「配偶者」（46.7%）や「親」（29.5%）、「兄弟姉妹」（28.0%）、「子ども」（22.9%）と、親族が上位にあげられています。“友人・知人”や“親族”以外では、「職場の同僚」は18.2%、「専門家（医師・保健師等）」は6.0%などとなっています。



資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏ニーズ調査）

3 地域福祉の課題の整理

人口の将来展望として、第2次総合計画では前期基本計画の最終年度である平成35(2023)年度の人口が29,752人まで減少することを見込んでいますが、計画の推進により同時点で30,000人以上を維持するとしています。

また、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は増加の傾向にあることから、地域の絆や隣近所の付き合いの希薄化が今後も進むものと推察されます。

このことから、地域福祉の課題の解決に向けた地域福祉活動への市民の主体的参加と、ボランティア団体、NPO、福祉サービス事業者の相互連携、保健、医療、福祉の多職種連携した包括的支援体制などが求められます。

さらに、地域福祉住民座談会(※1)、福祉関係事業所ヒアリング(※2)及び各種アンケートなどを総合的に分析し、市の地域福祉の課題について、次のように整理しました。

※1(地域福祉住民座談会)及び※2(福祉関係事業所ヒアリング)の概要については、資料編55~60ページをご覧ください。

(1) 地域コミュニティの再構築

人口減少、核家族化、高齢者のみ世帯の増加、若者・子どもの人口減少、共働き世帯の増加など、社会状況は変化しており、従来のコミュニティは維持が難しい状況も発生しつつあります。

若い世代の参画など、工夫のある取組を進めることなどにより、新しいコミュニティを構築していくことが必要です。また、地域での支えあい活動の推進、世代間交流の場づくり、高齢者や障がいのある方の生きがいづくりや参加が求められています。

(2) 権利擁護等の推進

健常者では人権等の理解が深まっているとの認識が高い一方で、障がいのある方々にとって差別や偏見はいまだに無くなっていないと感じています。児童虐待や高齢者虐待、生活困窮などの社会問題も絶えることはありません。

その人を理解し、誰もがその人らしく生きることができるよう、理解を深め、支援していくことが必要です。

(3) 災害時における安全の確保

近年、自然災害が世界中で頻繁に発生しています。本市では東日本大震災を経験したことから、その対策に取り組んでいますが、まだ十分な状況には至っていません。

災害に対する不安をもっている市民が少なからずいることから、避難行動要支援者の避難支援体制の整備をはじめとする防災体制の確立が求められています。

また、災害時の被害の拡大を防ぐため、自主防災組織の設立に向けた支援に取組、地域の安全・安心を図ることが急務となっています。

(4) 支え合いの仕組みづくり

子ども・子育て支援事業や介護保険事業など、公的なサービスは充実してきています



が、高齢者・要介護者の増加、共働き世帯の増加などもあり、公的サービス以外の支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

市、社会福祉協議会及び福祉関係事業者からの適切な情報の提供や相談支援体制の充実が求められています。

また、ボランティア団体への市民参加の機会を拡大していく取組が求められています。

(5) 防犯活動の推進

防犯は、市民が一番重要と思っていることです。特に子どもの安全確保は最も重要な課題となっています。地域における日頃からの見守り活動の推進や、パトロールなどに協力してもらうことが求められます。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

「共に支え合う仕組みがあり、
みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」

2 基本目標

基本目標1:すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり

誰もが「他人事」ではなく「我が事」の問題として捉え、支え合い助け合いながら地域の課題を解決していくことが求められています。

地域福祉の大切さについて、市民の認識が深まるように啓発を継続して行います。また市民、地域、福祉事業者、市及び社会福祉協議会が一体となって、世代を超えて様々な市民がつながる地域社会づくりを進めます。

◇共に支え合う仕組み

- 地域包括ケアシステムの機能の強化
- 高齢者及び障がいのある方の権利擁護の推進
- 介護予防取組の充実と適切な介護サービスの提供
- 障がいのある方の相談体制の充実と地域生活支援拠点の整備
- 生活困窮者自立支援事業の推進
- 適切な情報提供・相談体制の拡充

基本目標2:地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり

子どもから高齢者まですべての市民が、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で生きがいを感じ、ともに助け合う福祉のこころの醸成を目指します。また、あらゆる市民が積極的に地域に関わり、参画する地域社会づくりを目指します。

地域の多様なニーズに対応するため、町内会・行政区の活動を支援し、地域の見守り活動、ボランティア活動をより多くの市民が参加・活動できるよう体制づくりを行います

◇みんなが助け合い

- 福祉の心の育成
- 地域を支える担い手の育成支援



- 地域での支え合い活動の推進
- 市民参加に対する支援・仕組みづくり
- 市民協働を促進する意識の啓発
- 地域コミュニティ等の活動促進・支援

基本目標 3：子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

互いに人格や個性を認め合いながら、地域の一員として安全・安心して暮らせるよう、ソフト・ハード両面から環境づくりを目指します。

また、地域ぐるみで防犯・防災活動等を推進し、安心して暮らせる基盤を整えます。

◇安心して暮らしている

- 子どもの見守り活動の体制の整備
- 心と体の健康づくり活動・食育等の推進
- 生活習慣病の等の発症・重症化の予防・管理
- 高齢者の生きがいづくり活動、就労支援や交流の場の整備
- 高齢者の地域支援体制の強化・充実
- 地域ぐるみ防災体制の整備・充実
- 防犯啓発の推進、防犯施設の整備・維持管理
- 放射能健康管理の対策

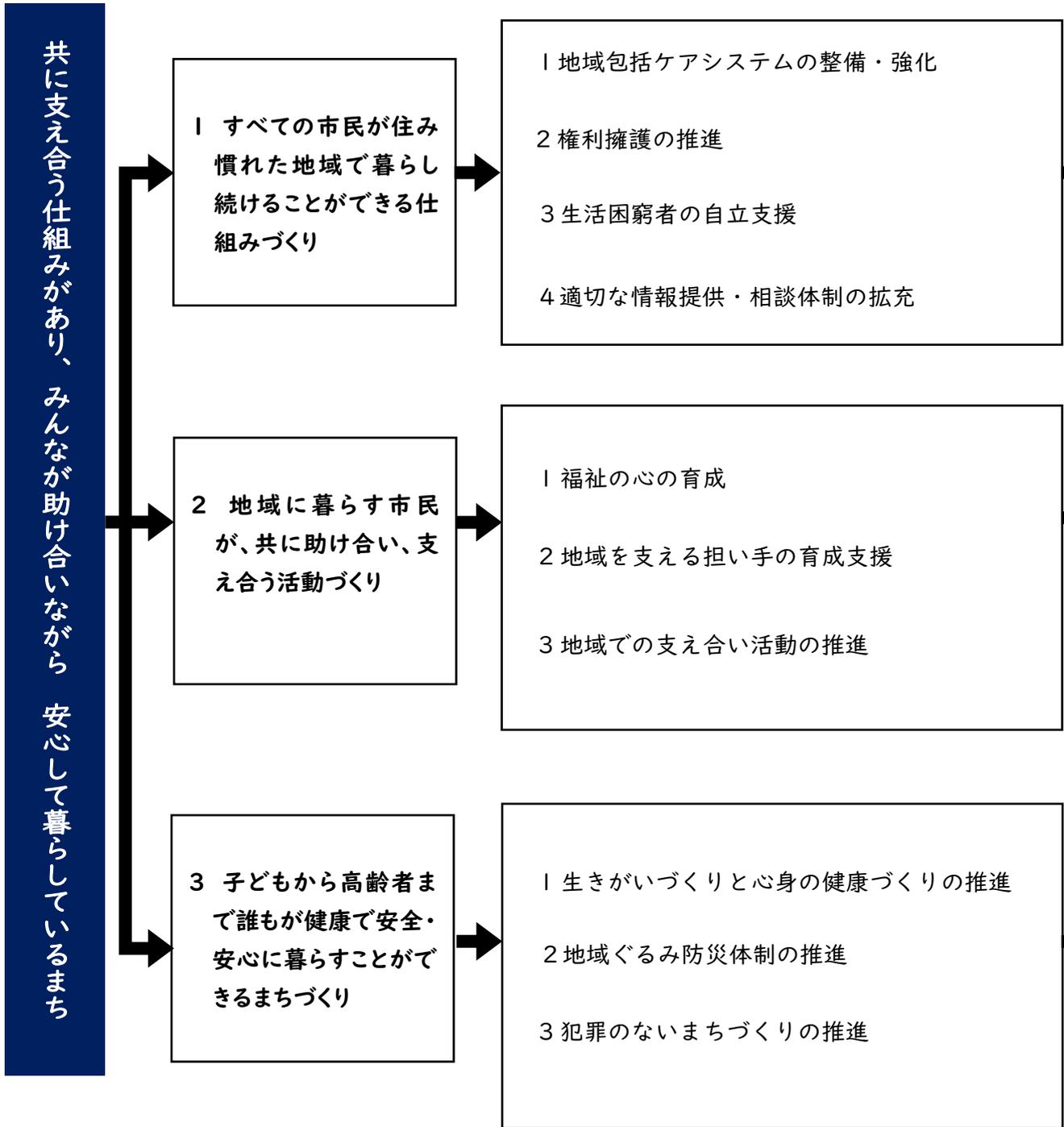


3 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<基本方針>



<主な施策・関連する市の計画>

- (1)福祉サービスの充実
本宮市第2次総合計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画
子ども・子育て支援事業計画
- (2)生活困窮者支援
本宮市第2次総合計画
- (3)権利擁護事業の推進
本宮市障がい者計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画

- (1)地域での支え合い活動の推進
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
- (2)地域を支える担い手の育成
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
- (3)地域での福祉教育(共育)
- (4)地域交流の場の拡充
本宮市障がい者計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画

- (1)ボランティア活動の推進
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
- (2)ふれあいサロンの活動支援
本宮市第2次総合計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
- (3)災害時に支え合えるまちづくりの推進
本宮市第2次総合計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
- (4)防犯活動の推進
本宮市第2次総合計画
第8次高齢者計画・第7期介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画

<重点的に取り
組む施策>

- 1 避難行動要支援者への支援
- 2 生活困窮者の自立支援
- 3 虐待防止、権利擁護の取組
- 4 包括的支援体制の整備・強化
- 5 防犯体制の充実・強化

社会福祉協議
会との連携

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の実施計画による事業の展開



第4章 施策の展開

基本目標1 すべての市民が住み慣れた地域で

暮らし続けることができる仕組みづくり

現状と課題

- 現代社会では、個人情報保護が重要とされており、プライバシーに配慮する社会となっています。核家族化やライフスタイルの変化により、隣近所との付き合いがなく孤立した世帯もあり、ひきこもり、孤独死、児童虐待などが社会問題となっています。本市においても、隣近所の付き合いの希薄化が進んでおり、町内会、行政区などには加入しない世帯が年々増加しています。
- 積極的に特定の目的でネットワーク構築を進める人もいて、心のつながりを求めて居場所づくりをしています。
- 本市では、介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画を得て協議体が組織され、社会福祉協議会には生活支援コーディネーターが配置されており、情報の共有と連携を図ることを目的に活動しています。
- 市が社会福祉協議会に委託して実施している生活困窮者自立相談支援事業には、月に6件程度の相談が寄せられています。就労相談、家計相談などの支援により、生活保護にいたる前の自立した生活の支援が必要です。

(1) 地域包括ケアシステムの整備・強化

誰もが、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができることが望まれています。そのために、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築は重要となっています。

地域包括ケアシステムの構築と包括ケアの深化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者とその家族をネットワークで支える体制づくりなど、地域のネットワークの充実に取り組みます。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ、草刈り、雪かき、ゴミ出しなど近所付き合いを大切にすることが、より大きなネットワークにつながる・地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の行政との共有 など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域での見守り、支え合い活動に協力する・地域福祉ネットワークづくり・活動に協力する・各事業者のサービスの質の向上 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・協議体「みずいろ会」の運営支援・地域福祉ネットワークの重要性についてのPR・行政区長や、民生児童委員などの研修会の開催



	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が興味を持てるよう、情報発信の仕方を検討 ・地域の情報（一人暮らし、ひきこもりなど）の市民との共有 など
--	--

（２）権利擁護の推進

認知症や障がいのある方などを含め、すべての市民の人権を尊重し、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、権利擁護の推進は不可欠です。地域福祉住民座談会において、これまでの取組は低いものの、今後の地域福祉において重要との判断が少なくない取組です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定されました。この中で市町村には「地域連携ネットワークの中核機関の設置」において積極的な役割を果たすこととされ、地域包括ケアシステムの活用などが期待されています。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権についての理解を深め、お互いを認め合う ・あいさつや行事への参加などにより理解を深め合う ・町内会・行政区と行政の情報の共有 など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の相談・支援体制の拡充 ・障がいのある方の地域生活への移行支援 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や権利擁護、認知症などの理解に向けたPR・勉強会開催 ・相談体制の拡充など地域連携ネットワークの中核機関の設立の促進 など

（３）生活困窮者自立相談支援

平成 27 年 4 月から施行された「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 108 号）」に基づき、福祉事務所設置自治体（市または県（町村部に限る。))が生活困窮者への相談支援や住居確保給付金の支給、就労準備支援、家計改善支援、学習支援等、自立を支援することが求められています。本市においても相談体制の充実など社会福祉協議会と連携し、市民のセーフティネットの役割・体制の整備・充実を図ります。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の理解に努める ・日常的な交流から理解を深め、対象者の早期発見に努める ・民生児童委員等との協力のもと支援に向けた橋渡しを行うなど
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会において市民及び関係機関との連携による対象者の発見と支援の実施 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・きめ細やかな相談による適切な自立支援の実施 など



(4) 適切な情報提供・相談体制の拡充

市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、子ども・子育て支援や障がい者福祉、高齢者福祉及び介護保険事業など、分野別の計画が定められ事業が実施されています。この公的なサービス以外にも町内会や行政区、ボランティア、NPO等により様々な活動が行われています。必要な人が必要なサービスを利用できるように、適切な情報の発信・提供を行います。

地域福祉住民座談会の結果では、「相談する」ことの実績は約3割と、低い評価にとどまっています。相談できる場所・内容等を明確化するとともに、気軽に相談できる環境整備に取り組みます。

区 分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・市の広報紙、ホームページ、回覧板に目を通す・不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛ける・地域の要望等が確実に伝えられるよう、町内会や行政区において役員引継ぎ等を行う・日頃の交流をもとに情報を収集し、相談・支援等を行うなど
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none">・サービス内容等の情報の発信・社会福祉協議会事業等の情報発信と相談支援の強化 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口の明確化など相談しやすい環境づくり・住民ニーズの把握と、積極的な関与・広報紙の見やすい紙面づくりに努める など



基本目標2 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり

現状と課題

- 人口が減少し、少子化や高齢化が進み、核家族や単身世帯、共働き世帯が増えるなど、地域社会の状況は大きく変化しています。地域のつながりが薄れつつある中、市民生活を支えるため公的支援・サービスが充実してきましたが、それだけでは対応することが困難な時代となっています。
- 町内会や行政区といった基礎的な住民組織は高齢化が進み、加入者は減少傾向にある一方で、ファミリーサポートセンターやふれあいサロンなど新たな組織・活動も生まれてきました。
- 自治の中心となる町内会・行政区の活動の活性化を図るとともに、行政や社会福祉協議会、NPO法人、ボランティアなどと共に助け合い、支え合うことができる活動づくりをより積極的に進めることが求められます。

(1) 福祉の心の育成

地域福祉について、市民や事業者などへのさらなる理解を求めていくことが必要です。

地域に暮らすすべての市民が、共に助け合い、支え合う活動を支援し、参加したいという「福祉の心」を育成します。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・あいさつやごみ拾いなど子どもの手本となる行動を行う・福祉に関する勉強会や地域のボランティア活動、学校等での福祉活動に参加・世代間交流活動とおした福祉の心の醸成 など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none">・地域にある施設として、地域の意見を把握し、福祉教育の場・機会を提供・企業による福祉活動・地域貢献活動を推進 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・あいさつの大切さの広報（ポスター掲示など）・地域福祉の周知活動の強化・福祉教育を通じ、共生社会づくりに向け、ノーマライゼーションの理念の啓発と意識のバリアフリー化・学校及び関係機関と連携した福祉教育の推進 など

(2) 地域を支える担い手の育成支援

町内会や行政区を始め、民生児童委員、福祉員など地域で活動する様々な団体・委員とともに、商店や企業などの多様な主体に働きかけることで担い手を増やす取組を行います。

子どもの育成会活動が地域との関わりのきっかけとなることが多いことから、子ど



もが参加しやすい活動を取り込むなど、工夫ある活動に取り組みます。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や行政区へ加入し、活動に参加する ・役員の負担を軽減する ・公民館活動に参加・協力する ・認知症サポーターやボランティア活動などに興味を持ち参加してみる ・育児クラブ、母親クラブに加入し活動に参加する など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会におけるボランティア講座の開催（土日開催等の検討など） ・事業者のノウハウの地域への還元 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの活動支援 ・認知症ボランティア養成講座の開催 ・手話講習会の開催 ・他地区事例などの情報の提供・発信 ・公民館活動の充実など

(3) 地域での支え合い活動の推進

地域における助け合いや支え合いの基本となる体制が町内会や行政区であり、より多くの市民が町内会や行政区の活動に参加できるよう、働きかけを支援します。

また、より多くの市民が支え合い活動に参加できるよう、社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、活動や体制づくりを推進します。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に声かけ、あいさつを行う ・子どもや若い人が参加しやすいプログラム、参加呼びかけなど取組の工夫・改善 ・ラジオ体操への高齢者の参加など世代間交流の取組の推進 ・ふれあいサロン等交流の場の開催 ・回覧板とともに、直接行事等に参加を呼び掛ける ・参加者の移動手段について考え、支え合い助け合う など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンを活用した交流の場などの機会づくりの支援 ・一部施設の提供など、地域での支え合い活動の支援 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の活動支援（情報・費用・活動場所・資材・送迎等） ・生活支援体制整備事業（地域づくり協議体、生活支援コーディネーター）の推進 など



基本目標3 子どもから高齢者まで誰もが

健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

現状と課題

- 大規模な自然災害が、全国各地で毎年のように発生しています。東日本大震災の教訓を風化させることなく、自然災害等に対する備えを、常日頃から行っていく必要があります。
- 子どもや高齢者を狙った犯罪は、巧妙化・悪質化しているように思われます。人口が減少し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している状況にあります。安全なまちづくりに向けて、これまで以上に地域や近隣の方々の協力が不可欠です。
- 年々人口は減少しているものの、高齢者数は増加しており、介護予防等による高齢者の健康づくりは重要となっています。要介護状態にならないようにするため、運動や食生活の改善等、健康づくり・生きがいづくりに向けて、地域や関係者の協力のもと取り組んでいくことが望まれます。
- 子ども、高齢者及び障がいのある方に対する、地域の事業者が見守り活動を行っています。今後も継続して、安全・安心な地域づくりを進めることが求められます。また、防犯灯についても計画的に整備し、犯罪のない明るい地域づくりが求められています。
- 核家族化や共働き世帯の増加など社会環境の変化を背景に、育児不安や虐待、不登校、ひきこもりなど様々な問題を抱える人が増加しています。家庭や地域、学校、行政など関係者と専門機関の連携・支援により子育て家庭等の心身の健康づくりに取り組むことが求められます。

(1) 生きがいづくりと心身の健康づくりの推進

地域で助け合い、支え合っていくためには、日頃から地域との関わりを持つことが大切です。高齢者などが家に閉じこもることなく、活動していくためには、健康づくりとともに生きがいづくりが大切です。

子どもから高齢者まで、より多くの市民が参加できるように、生きがいづくり・健康づくり活動を推進します。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・一人で悩みを抱え込まず、親や子、友人、関係機関などに相談する・一人暮らしや日中独居の方などに対し、スポーツサークル等への参加声掛けを行う・シルバー人材センターへの登録など生きがいづくりに努める・町内会や行政区において健康について学ぶ機会をつくるなど
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none">・施設の開放など、地域との交流などにより、地域の生きがいづくり活動を支援する・認知症予防や生活習慣病対策、育児など各事業所が持つ技



	能等をもとに、地域の健康づくり活動を支援する など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教室・講座等の開催の充実と工夫 ・ シルバー人材センターの活動支援 ・ ライフステージに応じた健康づくり・健診等の実施 ・ 悩みやストレスに関する知識の普及、相談体制の拡充 など

(2) 地域ぐるみ防災体制の推進

地域福祉住民座談会において、市民が今後の地域福祉において最も重要であると判断した項目の一つです。

災害時における要支援者の避難等支援と、平常時における防災体制（自主防災組織など）の確立・活動の充実が求められています。

行政は社会福祉協議会など関係機関との協力のもと、地域における防災体制づくりの働きかけ・支援を行うことで、防災体制づくりを推進します。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から災害時の避難などについて家族で話し合う ・ 地域で防災訓練を実施 ・ 自主防災組織の確立及び活動の充実 ・ 災害時要配慮者との日頃からの交流 ・ 避難行動要支援者に対する支援計画の策定 など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会における災害時ボランティアの養成と受け入れ体制の確保 ・ 地域の防災訓練に参加 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が主体的に参加する防災・救命訓練等の実施 ・ 自主防災組織設置に向けた支援（アドバイス・費用等） ・ 災害時要配慮者情報の整備と避難行動要支援者への避難体制確立への支援 など



(3) 犯罪のないまちづくりの推進

核家族化やライフスタイルの変化、個人情報保護などにより、近隣の付き合いが希薄化しつつある一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加など、犯罪への対応が求められています。

あいさつ運動や見守り活動などを始め、地域の関わりを深めるとともに、関係機関との協力のもと、犯罪のないまちづくりを推進します。

区分	取組内容
市民や地域の取組	<ul style="list-style-type: none">・子どもの登下校時の声かけ（あいさつ運動）や防犯パトロールの強化・地域の危険個所の点検、行政等への報告・行政区など身近な単位で、防犯講習会・研修会に参加・一人暮らし世帯など地域情報の把握と注意喚起取組・コミュニティスクールによる防犯体制構築の検討 など
福祉関係事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none">・日常業務の中で見守り活動に協力 など
行政の取組	<ul style="list-style-type: none">・行政及び警察等関係者によるパトロールの強化・見守り等活動への支援（見守り隊ステッカーの配布など）・防犯灯の増設、通学路の除草・除雪など安全な環境の確保・関係機関と連携による消費者対策勉強会などの開催と相談支援・コミュニティスクール等の防犯体制構築の支援 など



第5章 重点的に取り組む施策

核家族化、共働きの世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化により、地域の絆は今後もますます薄まっていくと考えられます。このような背景から、ひきこもり、孤独死、児童、障がい者及び高齢者の虐待が社会問題となっています。

また、災害時において、高齢者、障がい者など要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう支援体制の整備が求められています。

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていける地域社会実現のためには、市民や地域、福祉関係事業者、行政が連携して支えあう地域福祉力の向上が重要となっています。

このため、計画期間中に重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

1 避難行動要支援者への支援

高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児及び外国人など、災害時に配慮を要する人のうち、一人で避難することが困難な人を「避難行動要支援者」といいます。市では、避難行動要支援者から同意を得て、行政区長、町内会長、民生児童委員等、地域で避難支援をしていただく方に名簿を提供します。

この名簿を活用して、地域で避難支援にあたる方は、日頃からの見守りや災害時に避難の手助けをしていただきます。このため、避難支援にあたる方も、支援される側も日頃から顔の見える関係をつくることが大切です。

2 生活困窮者の自立支援

市では、民生児童委員と連携して、生活困窮に至る前の市民の方のアウトリーチに努め、自立に向けた相談支援体制の充実に努めます。

また、生活困窮者は、生活困窮に陥るだけでなく、社会からも孤立することが考えられることから、相談支援体制の強化と就労支援や家計改善相談支援、学習支援体制の強化に取り組みます。相談支援体制については、社会福祉協議会が窓口となり、市と連携しながら社会からの孤立を防ぎ、自立に向けた支援を実施します。

3 虐待防止・権利擁護の取組

子ども、高齢者及び障がいのある方の虐待については、表面に出づらく周囲の人も気づかないものであることから、市では保健師、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士、子育て応援センターあゆみ、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、警察など多職種が連携して、早期発見と統一的対応について検討します。

また、認知症、知的障がい及び精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、成年後見制度の周知と擁護が必要な方への支援に努めます。



4 包括的支援体制の整備・強化

社会福祉法第106条の3では「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」としています。

市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って、いきいきと充実した生活を送ることができる取組が求められています。子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、介護が必要な方も、生活に困窮している方も、誰もが社会の一員として、家庭、職場や地域で自分らしく活躍できる社会を目指して施策に取り組みます。

児童福祉、障がい福祉、高齢福祉など分野にとらわれず、多職種が連携して支援が必要な人に必要な支援が行われるよう重層的かつ包括的支援体制を構築します。

5 防犯体制の充実・強化

児童生徒の登下校の安全を確保するため、地域や事業者が協力して、見守り活動を継続して進めるとともに、市民や事業所などに子ども「110番の家」等の防犯体制を確保して、子どもの安全確保を図ります。

また、市が地域の見守り活動協定を締結している事業所等の協力をいただきながら、子ども、高齢者及び障がい者の見守り活動を強化していきます。



第6章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 市内推進体制の整備

地域福祉に関わる課題や問題は、保健、福祉、医療、教育、防災など多岐にわたります。そのため関係各課が地域福祉に関する課題や問題を共有しつつ、連携して本計画を推進し、課題・問題などの解消に取り組んでいきます。

(2) 本宮市社会福祉協議会の実施体制

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的役割を担う団体であり、地域福祉計画と連動して地域福祉活動計画を策定し、様々な事業に取り組みます。本計画推進のため、社会福祉協議会による地域福祉活動計画の点検・評価を行い、本計画の確実な実施と改善を図ります。

(3) 市民・地域・各種団体・事業者のボランティア参加による地域福祉の推進

地域における様々な問題や課題の解決には、行政や社会福祉協議会のみならず、市民、地域、各種団体、事業者のボランティア参加など、様々な人の参加、協力、連携が必要となります。それぞれ相互に連携して地域福祉の課題の把握に努め、解決を図ることが求められます。

そのため、市の公式ウェブサイト、広報紙等で本計画の周知に努め、各種団体の会議などを通じて、地域が一丸となって地域福祉を推進していく体制の整備に取り組めます。

(4) 県及び近隣自治体との連携強化

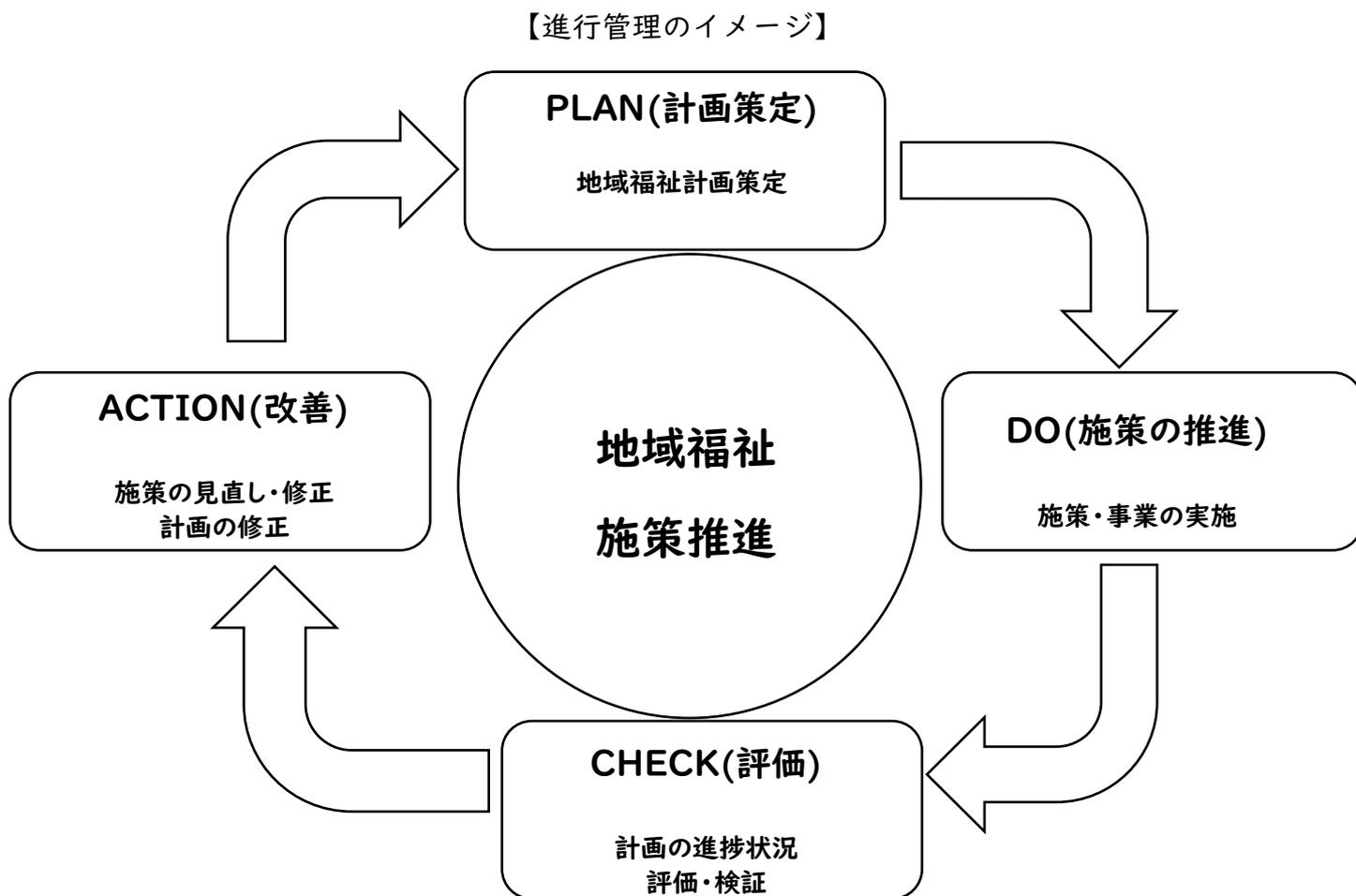
地域福祉を推進するにあたり、市単独では解決が困難な課題・問題や広域的な対応が効果的な課題・問題については、県及び近隣自治体との連携を強化することで、その解決を図っていきます。



2 計画の進行管理

本計画の進捗管理と評価については、「本宮市保健福祉行政推進協議会」を活用し、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施していくとともに、本計画に基づく具体的な方策は、手段及び新たに生じた課題などについて検討します。

また、計画を推進する中で、提案については市、社会福祉協議会、各種団体などと幅広く連携して、実施可能なものから取り組み情報の共有を図ります。



資 料 編

1	社会福祉法の一部改正の内容について	44
2	市の福祉施策に関する各計画について	45
(1)	総合的施策 第2次総合計画	45
(2)	高齢者福祉施策 第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画	46
(3)	障がい者福祉施策 本宮市障がい者計画	47
	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	48
(4)	子ども・子育て支援施策 子ども・子育て支援事業計画	49
(5)	健康増進関連施策 第2次本宮市健康増進・食育推進計画	50
3	計画策定にあたり参考とした各種アンケート調査について	51
4	地域福祉住民座談会の開催について	55
5	福祉関係事業者ヒアリングについて	60
6	地域の見守り活動等に関する協定について	61
7	策定のための組織体制について	62
8	地域福祉計画に関する例規について	63
(1)	本宮市保健福祉行政推進協議会要綱	63
(2)	本宮市地域福祉計画策定庁内委員会設置要綱	65
(3)	本宮市地域福祉計画策定作業部会設置要綱	66
9	策定経過について	67



Ⅰ 社会福祉法の一部改正の内容について

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。少子高齢・人口減少社会という大きな課題を乗り越えるために必要となる地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するため、市町村における包括的な支援体制の整備や、市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されています。（※下線部が追加事項）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



2 市の福祉施策に関する各計画について

(1) 総合的施策

■本宮市第2次総合計画(平成31～40年度)

総合計画は、本市の最上位計画で、本市が策定する全ての計画の基本となる計画であり、本市のめざす将来像に対する施策の展開を総合的に示すものです。

○将来像：「笑顔」あふれる「人」と「地域」が輝くまち もとみや

○基本目標 ～大切にする視点～

- | |
|-------------------------------|
| (1) 人を育み 地域を創る 未来へ夢ふくらむまち |
| (2) いつまでも健康・豊かで 活力と賑わいにあふれるまち |
| (3) 自然と人の暮らしが調和する 安全・安心で快適なまち |

○施策の大綱の5つの政策分野のうち地域福祉に関する政策分野

【分野2 健康・医療・福祉】

高齢者や障がいのある方をはじめ、子どもから大人まで誰もが生涯を通じて心と体の健康を保ち、自分らしく住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが求められています。また、少子高齢化の進行に伴い、健康・医療・福祉分野は、ますますその重要性を増しています。このことから、市民、地域、保健・医療・福祉関係機関等による連携のもと、共に支え合える仕組みづくりを行うとともに、支援が必要な方が支援を受けられる環境を整え、市民の主体的な健康・生きがいつくり活動の推進を図ります。

基本施策	施策の柱
1 健康・医療	1 健康づくり・管理の推進
	2 医療体制の整備・充実
	3 医療保険制度の運用
2 高齢者福祉	1 高齢者の活躍推進・総合支援
	2 介護保険制度の運用
3 障がい者福祉	1 障がいのある方理解推進・活躍の場の創出
	2 障がいのある方の支援体制の整備・充実
4 地域福祉	1 地域包括ケアシステムの整備・強化
	2 生活への支援
5 保健福祉環境	1 保健福祉施設の整備・活用



(2) 高齢者福祉施策

■第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築を基本目標とし、高齢者福祉に対する取組を総合的に整理し、施策を位置づけ実施するものです。

○基本理念：高齢者がいきいきと、共に支え合う地域で暮らす もとみや

○基本方針

- | |
|--|
| (1) 高齢者が心身ともに健康で、地域で活動する
(2) 要介護状態であっても安心して地域で生活できる |
|--|

○基本目標

- | |
|--|
| (1) 地域包括ケアシステムの構築
(2) 心身の健康支援と社会参加の促進
(3) 地域での自立した日常生活の支援
(4) 介護保険事業の推進 |
|--|

○重点課題

1 高齢者が健やかにいきいきと暮らせる本宮市の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な高齢者への介護予防の取組の推進 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ・スポーツ・レクリエーションや就労、ボランティア活動など高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進
2 本宮市の地域ぐるみ支えあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、認知症地域支援員をとの連携を図る体制整備と、認知症の人も地域での生活が継続できるための支援体制の充実
3 ひとり暮らし高齢者が安心して暮らせる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を見据えた、様々な生活支援ニーズへの対応
4 認知症の高齢者、複合的な課題を抱える高齢者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症ケアパス」に沿った、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進 ・認知症高齢者の増加を見据えた地域密着型サービスの充実や成年後見制度をはじめとする権利擁護の取組、地域の見守りなど、「認知症ケアパス」に沿って関係者の連携による総合的な支援
5 在宅生活の継続・家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者やその家族が身近な地域で暮らしやすい環境づくりのほか、家族介護者の介護離職を防ぎ、仕事と介護の両立を支援する介護保険制度やその他福祉サービスの充実
6 医療・介護の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護の両方を必要とする人への対応強化
7 介護福祉人材の確保・育成と多職種連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保に関する課題への対応
8 介護保険制度改正への対応と負担のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の適正化



(3) 障がい者福祉施策

■本宮市障がい者計画(平成 22～31 年度)

本計画は、障害者基本法第 11 条の 3 項に基づく「市町村障がい者計画」であり、平成 22 年度から平成 31 年度までの計画として策定され、中間年度の平成 26 年度で見直しをしています。中長期的に本市における障がいのある方に関する施策全般を体系的に推進していくため基本的な方向を定めるものです。

○基本理念：障がい児・障がい者が、生きがいをもって
安心して生活しているまち 共生社会をめざす もとみや

○基本的視点

1 ライフステージに応じた支援	障がいのある方への支援は、年齢や進学、卒業等で分断されることなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連動性のあるものとして展開します。また、ライフステージに応じた支援を有効なものとするため、福祉、医療、雇用、教育等の各分野が有機的に連動することで、継続性、連続性を持って適切に支援を行うための基盤となる体制づくりに取り組みます。
2 障がい特性等に配慮した支援	障がい者施策は、性別、年齢、障がいの種類別や程度、健康状態等に応じて、策定及び実施します。特に女性の障がいのある方は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がいのある子どもには、成人の障がいのある方と異なる支援が必要であることに留意します。
3 障がいのある方をはじめとする当事者参画への支援	障がいのある方が自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえるとともに、障がい者施策の策定及びその実施にあたっては、障がいのある方及びその家族の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。 また、障がいのある方本人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある方本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援等の実施や、情報提供、意思疎通のための手段や機会の確保を推進します。



■第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(平成 30～32 年度)

本計画は、平成 27 年 3 月に策定した「本宮市障がい者計画」の基本理念「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会をめざすもとみや」の実現に向けた実施計画的な位置づけとなるもので、「施設入所者の地域生活への移行」等の成果目標を定め、各障がい福祉サービスの見込み量を設定したものです。

○基本方針

- | |
|---|
| (1) とともに支えあって暮らす
(2) 住みなれた地域で暮らす
(3) 自分らしく生き生きと暮らす
(4) 安心・快適に暮らすためのまちづくり |
|---|

○成果目標の設定

(1) 障がい福祉計画

成果目標	項目 / 考え方	数値
①福祉施設の施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減 	2 人 10.5%
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者等による協議の場を平成 32 年度末までに設置する。 	—
③地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針を踏まえた上で、平成 32 年度までにあだち圏域に 1 か所整備する。 	—
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者数 ・就労移行支援事業の利用者の増加 ・就労移行支援事業所の就労移行率の増加 ・就労定着支援による職場定着率 	1 人 4 人 1 箇所 100%

(2) 障がい児福祉計画

成果目標	項目 / 考え方	数値
①障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター数 ・市内保育所等訪問支援提供可能事業所数 ・放課後等デイサービス事業所提供可能事業所数 ・児童発達支援事業所提供可能事業所数 ・医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場 	1 箇所 1 箇所 1 箇所 1 箇所 平成 30 年度末までに設置



(4) 子ども・子育て支援施策

■子ども・子育て支援事業計画(平成 27～31 年度)

「すべての子どもがいきいきと育つまちづくり」を基本理念に、「子育て家庭が不安や負担を軽減できる環境」・「安心して子どもを生み育てやすい環境」の整備を目指し、4つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援に関する各種課題に対して目指すべき基本的な指針を示すとともに、基本目標を達成するための6つの基本的な方向を定め、具体的な施策を盛り込んだ計画です。なお、平成31年度には計画の見直しを行う予定となっています。

○基本理念：すべての子どもがいきいきと育つまちづくり

○ 基本目標

基本目標 1：子どもが心身ともに健康に育つことができる環境づくり
基本目標 2：親がゆとりをもって子育てできる環境づくり
基本目標 3：周囲の人たちが子育てを支援できる地域づくり
基本目標 4：安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

○基本方向と具体的施策

基本方向	具体的施策
1 妊娠・出産期間の切れ目ない支援を行うための仕組みづくり	・親子の健康支援 ・食育の推進 ・思春期保健と次代の親の育成
2 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の充実	・学校教育環境等の充実 ・幼児教育環境等の充実
3 地域における子育て家庭への支援	・地域における子育て支援の推進 ・放課後子ども総合プランの推進 ・子育て支援等サービスの推進 ・子どもの健全育成の推進
4 子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進	・子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり ・家庭・地域の子育て力の向上
5 仕事と家庭生活の両立に向けた取組の推進	・ワーク・ライフ・バランスの支援に向けた取組 ・家庭生活における両立支援に向けた取組
6 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進	・児童虐待防止対策の推進 ・ひとり親家庭の自立支援の推進 ・障がい等で支援が必要な子どもの自立支援



(5) 健康増進関連施策

■第2次本宮市健康増進・食育推進計画(平成30～34年度)

本計画は、「すべての市民が希望や生きがいを持ち、共に支え合いながら健やかで心豊かに生活できるまちづくり」を計画の基本理念とし、生活習慣病の有病者数が増加し続けていることから第1次計画の基本目標を継承し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの発症予防と重症化予防に重点をおく計画です。

○基本理念：全ての市民が希望や生きがいを持ち、共に支え合いながら

健やかで心豊かに生活できるまちづくり

○基本目標

1. 健康寿命の延伸

健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間を延ばす。

2. クオリティ・オブ・ライフの向上

健康な生活を維持向上することにより、いつまでも自分らしく暮らすことができるようにしていく。

○重点目標

1. 生活習慣の発症予防と重症化予防

2. 住民主体の健康づくり・食育の推進

3. 健康を支え、守るための環境づくり

○重点施策

1. 生活習慣病予防	①一次予防の推進 ②二次・三次（重症化）予防の推進
2. 食育の推進	①生涯にわたり健康な心と身体を育む食育の推進 ②食と農の連携、食の循環や食文化の継承を通じた食育の推進 ③食の安全・安心を重視した食育の推進
3. 親子の健康支援	①妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実 ②学童期・思春期保健の推進 ③子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
4. 自殺対策推進	①自殺に関する啓発・周知の推進 ②地域で気づき、見守る体制づくり ③自殺リスクの低減・自殺遺族への支援

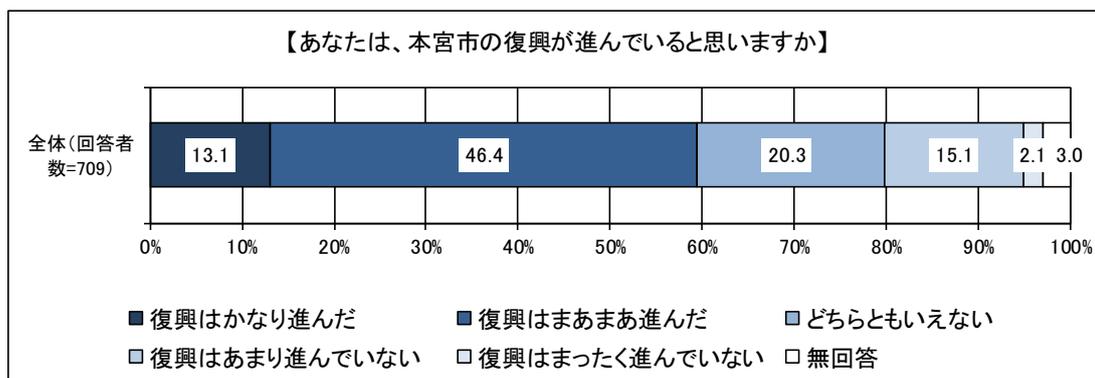


3 計画策定にあたり参考とした各種アンケート調査について

名 称	実施時期	対象者	配布数／有効回収数	回収率
【第2次総合計画】 ・市民意識調査 ・中学生調査 ・高校生調査	H29年 9～10 月	・18歳以上の市民 ・中学生（3年生） ・高校生（3年生）	2,000／709 288／288 144／141	35.5% 100.0% 97.9%
【第5期障がい福祉計画】 ・障がい者（児）調査	H29年 8月	・障害者手帳保有市民	1,356／616	45.4%
【第2次健康増進・食育推進計画】 ・一般市民 ・就学前児童及び小学生の保護者 ・中学生及び17歳市民 ・母子健康手帳交付者（妊産婦）	H29年 1月	・20歳以上の市民 ・就学前及び小5の保護者 ・中2・H11年度生まれ ・H28年4月以降の交付者	3,007／1,087 668／445 597／320 173／82	36.1% 66.6% 53.6% 47.4%
【第8次高齢者福祉・第7期介護保険事業計画】 ・一般高齢者・要支援認定者調査 ・在宅介護・要介護認定者調査	H28年 12月	・高齢者・要支援認定者 ・在宅要介護認定者	1,732／1,124 701／385	64.9% 54.9%

第1期計画・基本方針4【放射線の健康リスクの低減】について関連する調査項目

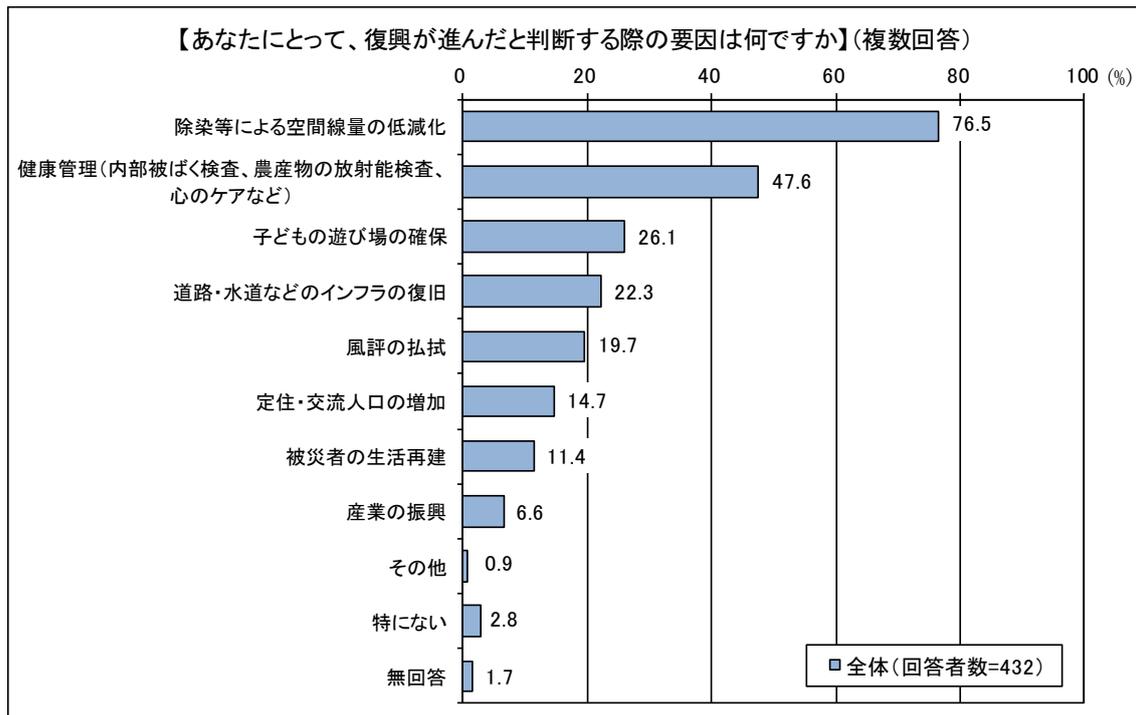
本宮市の復興は“進んだ”（「復興はかなり進んだ」＋「復興はまあまあ進んだ」）と感じる方は全体の6割（59.5%）となっています。一方、“進んでいない”（「復興はあまり進んでいない」＋「復興はまったく進んでいない」）と感じる方は全体の17.2%となっています。



資料：総合計画（市民意識調査）

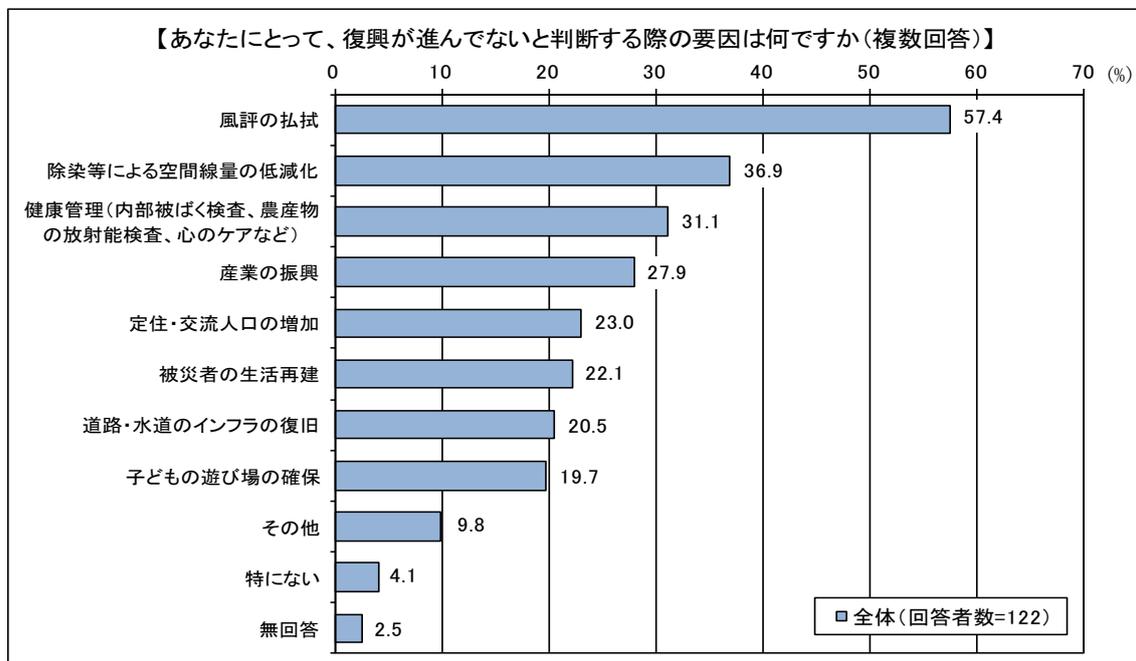


復興が“進んだ”と回答した方の理由としては、「除染等による空間線量の低減化」が76.5%と最も高く、次いで「健康管理（内部被ばく検査、農産物の放射能検査、心のケアなど）」（47.6%）と、放射能関連が上位を占めています。



資料：総合計画（市民意識調査）

しかし、一方、復興が“進んでいない”と感じている方が、そう判断する要因としても、「除染等による空間線量の低減化」（36.9%）、「健康管理（内部被ばく検査、農産物の放射能検査、心のケアなど）」（31.1%）と上位を占めています。

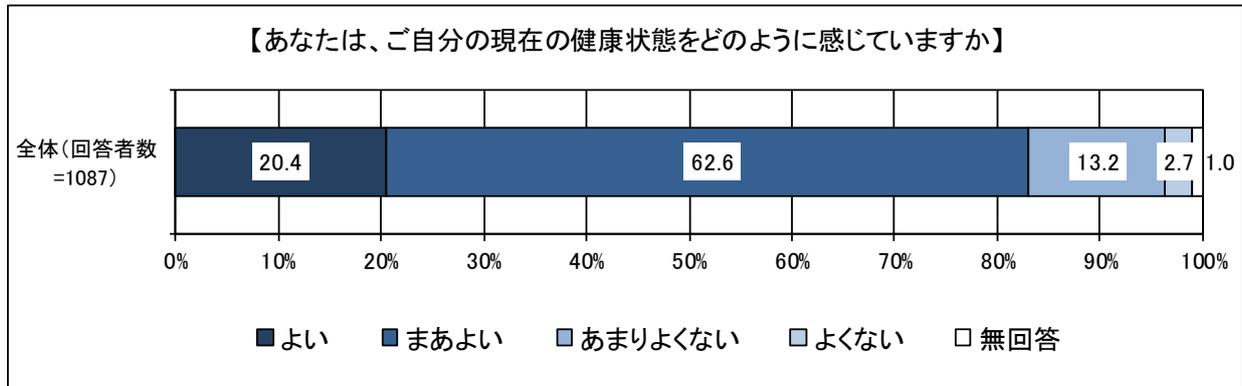


資料：総合計画（市民意識調査）



第1期計画・本方針4【生きがいづくりと心身の健康づくりの推進】 について関連する調査項目

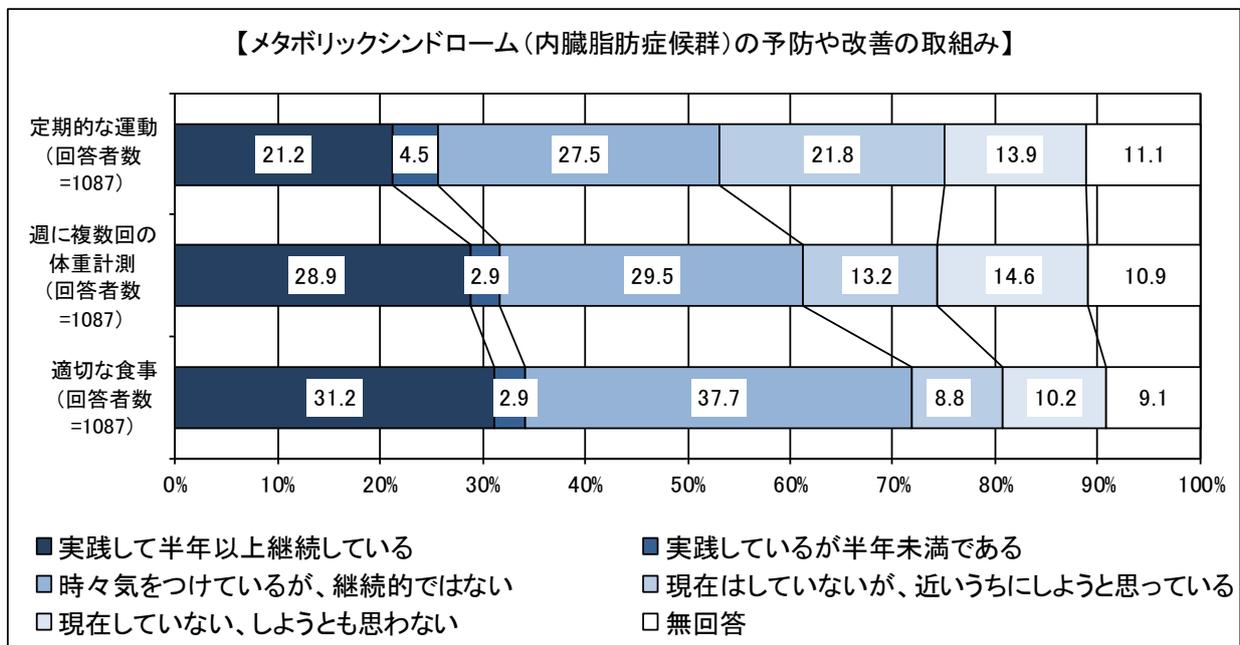
自分の現在の健康状態については、「よい」が20.4%、「まあよい」が62.6%とであり、これを合わせて83.0%が“よい”と感じています。一方、「あまりよくない」は13.2%、「よくない」は2.7%となっています。



資料：第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や改善のためにしていることについて、「実践して半年以上継続している」は、「適切な食事」が31.2%、「週に複数回の体重計測」が28.9%「定期的な運動」が21.2%となっています。

一方、「現在していない、しようとも思わない」については、「適切な食事」（10.2%）、「定期的な運動」（13.9%）、「週に複数回の体重計測」（14.6%）となっています。

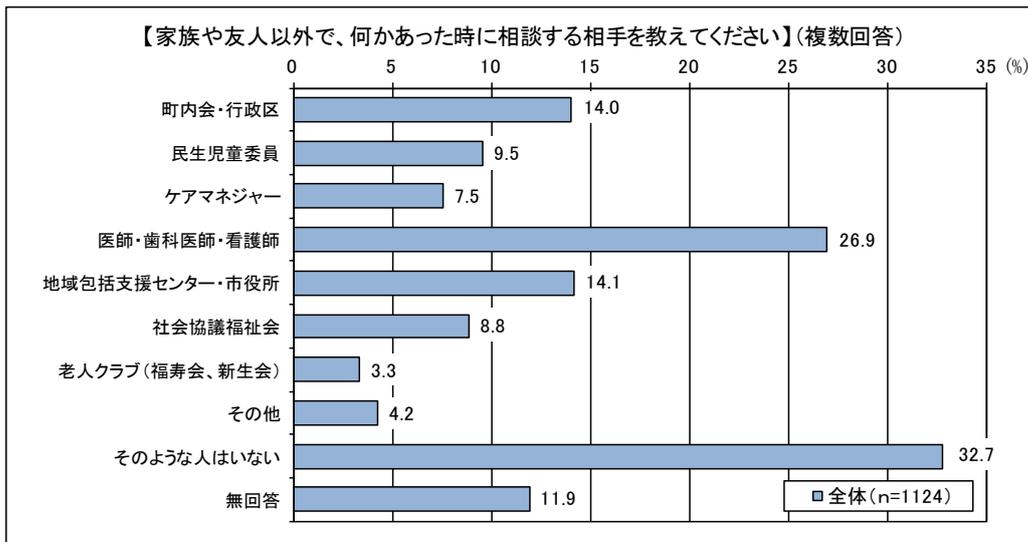


資料：第2次本宮市健康増進・食育推進計画（市民意識調査）

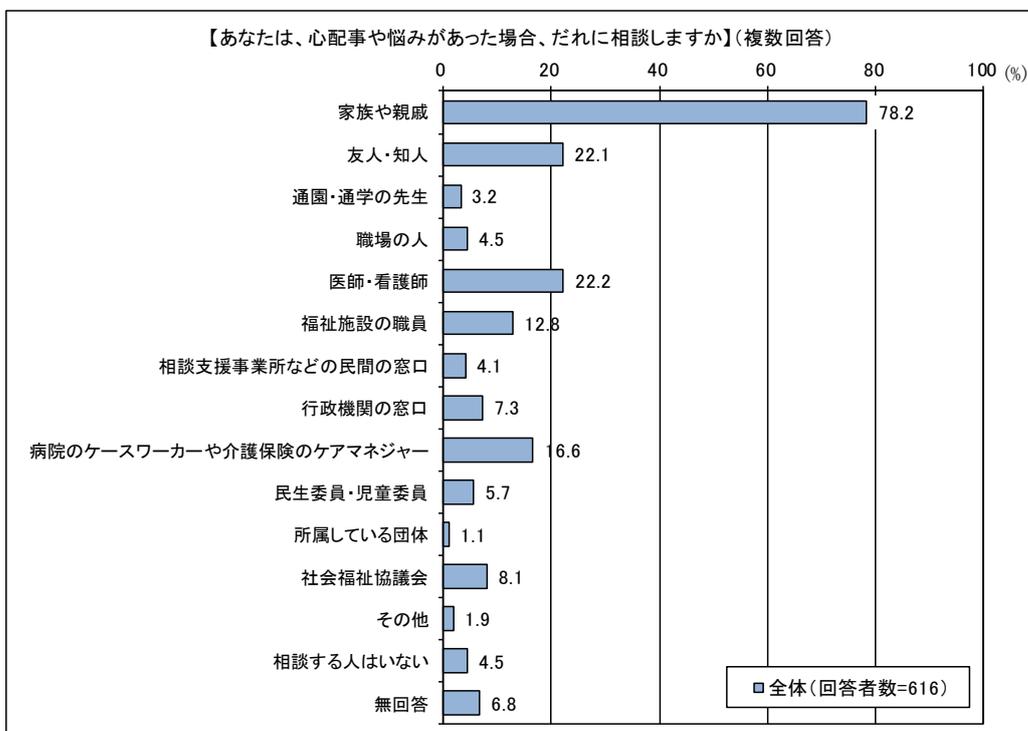
第1期計画・基本方針4【地域包括ケアシステムの確立とサービスの質の向上】について関連する調査項目

高齢者についてみると、家族や友人以外の相談相手としては、「医師・歯科医師・看護師」(26.9%)や「地域包括支援センター・市役所」(14.1%)、「町内会・行政区」(14.0%)が上位にあげられていますが、「そのような人はいない」が32.7%と全体の約1/3を占めています。

また、障がいのある方の相談相手としては「家族や親戚」が78.2%と極めて高い比率となっています。他には「医師・看護師」(22.2%)や「友人・知人」(22.1%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(16.6%)が上位となっています。



資料：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（本宮市日常生活圏域ニーズ調査）



資料：障がい福祉計画アンケート



4 地域福祉住民座談会の開催について

市民の声を計画に反映することを目的に、「地域福祉住民座談会」を開催しました。具体的には、第1期計画を平成25年度に策定し4年が経過していることから、計画に位置付けられた「市民の取組の状況」を把握するとともに、その取組結果を踏まえ、第2期計画において重要と思われる取組について、市民意向等を把握し、計画に反映させることとしました。

(1) 実施方法・座談会の流れ

第1期計画における4つの基本目標ごとに市民の取組を評価いただくために、参加者を3班に分け、グループ討議を行いました。グループ討議では、基本目標ごとに各グループに割り当て、市民や地域の取組としたものが、「できている」のか「できていない」のか評価してもらい、さらにその中から第2期計画に向けて「重要な取組」は何か、また、それを実現するためには市民や地域は何をすべきか、事業者や行政に求めることは何かを話し合いました。

(2) 地域福祉計画住民座談会への参加案内

広報及び回覧により市民に開催を案内し、参加を呼びかけました。更に、民生児童委員、PTA役員、行政区長、福祉員(社会福祉協議会が委嘱した地域の協力者)、ボランティア団体代表者には、個別に通知し参加を呼びかけました。

(3) 小学校区単位(7か所)で実施

異なる地域状況を踏まえ、地域福祉住民座談会は小学校区を単位に開催しました。



本宮小学校区の地域福祉住民座談会の様子



【会場別参加者数】

小学校区名	開催日	時 間	会 場	参加者数
和 田	9月25日(火)	午後7～9時	和田分館(大ホール)	6人
糠 沢	9月27日(木)		糠沢分館(大ホール)	24人
白 岩	10月 1日(月)		白岩分館(和室)	27人
本 宮	10月 3日(水)		中央公民館(第1研修室)	36人
五 百 川	10月 5日(金)		荒井地区公民館(和室)	19人
本宮まゆみ	10月 9日(火)		中央公民館(第1研修室)	16人
岩 根	10月11日(木)		岩根地区公民館(和室)	16人
合 計				144人

【参加者の区分】

小学校区名	参加区分							
	行政区長	民生児童委員	PTA役員	ボランティア	社協役員	福祉員	一般市民	計
和 田	2人	2人				1人	1人	6人
糠 沢	4人	4人		2人	2人	5人	7人	24人
白 岩	11人	7人	2人			4人	3人	27人
本 宮	3人	5人	2人	7人		14人	5人	36人
五 百 川	1人	6人	2人	3人		5人	2人	19人
本宮まゆみ	1人	4人	1人		1人	5人	4人	16人
岩 根	4人	4人			1人	5人	2人	16人
計	26人	32人	7人	12人	4人	39人	24人	
合 計								144人

(4) 話し合いの内容

基本目標1 地域で安心して安全に暮らせる環境づくり

【第1期計画の「市民や地域の取組」の評価】

◇「できている」評価の高い取組

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進：多くの取組で参加者の90%以上が「できている」との高い評価となっています。
- (2) 地域ぐるみ防災・防犯活動の推進 - ②犯罪のないまちづくりの推進：4つの取組のうち3つが、80%以上が「できている」との評価となっています。

◇「できている」評価の低い取組

- (1) 権利擁護の推進：2つある取組のうち『人権についての理解を高め、お互いを認めあうように努めます』は40%の取組にとどまっています。
- (2) 地域ぐるみ防災・防犯活動の推進 - ①地域ぐるみ防災体制の推進：6つの取組のうち半数を超えているのは2つのみであり、『日頃から地域内の災害要援護者と



連絡をとります』、『自主防災組織の確保と活動を推進していきます』は、ともに30%台の取組にとどまっています。

【第2期計画に向けて・重要な取組】

◇「重要度」の高い取組

7地区を総合し、本宮市全体として「重要度」が高いのは、「②犯罪のないまちづくりの推進」の中の『子どもが被害に巻き込まれることがないように、日頃から地域のパトロールなどに協力します』で48.9%の割合を占めています。

各地区で選定した「重要」な取組は、「できている」評価の低い取組を中心に選ばれており、以下のとおりとなっています。

- ・「地域ぐるみ防災体制の推進」関連が6地区（防災体制の充実、災害時の取組など）
- ・「犯罪のないまちづくりの推進」関連が5地区（防犯、子どもの安全など）
- ・「権利擁護の推進」関連が2地区（人権・権利擁護の推進など）

※「人にやさしいまちづくりの推進」及び「放射線の健康リスクの低減」に関連する項目を選んだ地区はありませんでした。

基本目標2 共に支えあう意識づくりと参加のきっかけづくり

【第1期計画の「市民や地域の取組」の評価】

◇「できている」評価の高い取組

(1) 地域交流の場の拡充：3つの取組のうち2つが、80%以上が「できている」との高い評価となっています。

◇「できている」評価の低い取組

- (1) 地域を支える担い手の育成支援 - ①ボランティアの育成：取組2つとも10%未満であり、「できている」評価が最も低い取組となっています。
- (2) 地域を支える担い手の育成支援 - ②地域を支える担い手の育成支援：6つの取組のうち2つ（『地域活動に自分の技術や能力、自由な時間を活かします』、『市や、社会福祉協議会の開催する学習会や講座に参加します』）は、ともに20~40%未満と低い取組となっています。

【第2期計画に向けて・重要な取組】

◇「重要度」の高い取組

7地区を総合し、本宮市全体として「重要度」が高いのは、「(1)福祉の心の育成」の中の『日頃から子どもの手本となるような行動をします』(66.0%)と『地域の活動に子どもたちが参加する機会をつくります』(52.8%)、「地域を支える担い手の育成支援」の中の『地域の行事や活動には、あらゆる世代の人が参加できるように工夫します』(58.5%)などとなっています。

各地区で選定した「重要」な取組としては、上記「できている」評価の低い取組からは選定されず、「交流」面を中心とする以下の選定となっています。

- ・「福祉の心の育成」関連が4地区(世代間交流、子どもの手本、子どもが参加する機会)



- ・「地域交流の場の拡充」関連が2地区(地域の話し合いへの参加、回覧等による情報発信)
- ・「地域を支える担い手の育成支援」関連が4地区(地域行事の工夫、地域活動の継続など)

基本目標3 互いに助けあうつながりづくり

【第1期計画の「市民や地域の取組」の評価】

◇「できている」評価の高い取組

ほとんどの取組に対して、「できている」の評価が60%を超えており、全体的に評価は高いと言えます。

- (1) 地域での支えあい活動の推進：5つの取組のうち2つで90%以上が「できている」との高い評価となっています。
- (2) 生きがいつくりと心身の健康づくりの推進 - ②心身の健康づくりの推進：3つの取組のうち2つで90%以上が「できている」との高い評価となっています。

◇「できている」評価の低い取組

- (1) 地域福祉ネットワークの構築：3つの取組のうち『地域でふれあい(小地域)ネットワーク活動を推進します』は32.0%と、「できている」の評価が低くなっています。
- (2) 生きがいつくりと心身の健康づくりの推進 - ①生きがいつくりの推進：5つの取組のうち『シルバー人材センターに登録するなど、就業を通じての社会貢献での生きがいつくりに努めます』は38.0%と、「できている」の評価が低い取組となっています。

【第2期計画に向けて・重要な取組】

◇「重要度」の高い取組

7地区を総合し、本宮市全体として「重要度」が高いのは、「(2)地域での支えあい活動の推進」の中の『地域でふれあえる場、世代間交流の場をつくり、子ども、高齢者や障がいのある方の参加を呼びかけます』(50.0%)、「生きがいつくりの推進」の中の『生涯続けられる趣味や仲間を積極的につくります』(54.0%)の2つが、50%以上と高い取組です。

各地区で選定した「重要」な取組としては、上記「できている」評価の低い取組から『地域でふれあい(小地域)ネットワーク活動を推進します』が選定されました。『シルバー人材センターに登録するなど、就業を通じての社会貢献での生きがいつくりに努めます』は大項目の「いきがいつくりの推進」として選定されています。その他の状況は以下のとおりです。

- ・「地域福祉ネットワークの構築」関連が6地区(地域理解を深める、ふれあいネットワークなど)
- ・「地域での支えあい活動の推進」関連が7地区(地域でふれあいの場、あいさつ運動など)
- ・「生きがいつくりの推進」関連が6地区(生涯の趣味・仲間づくり、経験・能力の活用など)

※「ボランティア等活動の推進」に関連する項目を選んだ地区はありませんでした。
(「心身の健康づくりの推進」は「生きがいつくりの推進」と一体として2地区で選定されています。)



基本目標 4 多様な福祉サービスの仕組みづくり

【第1期計画の「市民や地域の取組」の評価】

◇「できている」評価の高い取組

(1) 地域ケアシステムの確立とサービスの質の向上：2つの取組のうち『市の広報紙やホームページ、回覧等による情報収集に心掛けます』は、「できている」評価が84.3%と高い評価となっています。

◇「できている」評価の低い取組

(2) 適切な情報提供・相談支援：3つの取組のうち2つが50%未満であり、『不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛けます』は31.4%と、「できている」の評価が低くなっています。

【第2期計画に向けて・重要な取組】

◇「重要度」の高い取組

7地区を総合し、本宮市全体として「重要度」が高いのは、「(2) 適切な情報提供・相談支援」の中の『不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛けます』で52.9%となっています。

各地区で選定した「重要」な取組も上記と同じであり、以下のとおりです。

- ・「適切な情報提供・相談支援」が3地区（不安や悩みは抱え込まず、相談するように心掛ける）



5 福祉関係事業者ヒアリングについて

福祉関係事業者の声を計画に反映することを目的に、障がい福祉事業所と高齢者福祉事業所に対する福祉関係事業者ヒアリングを実施しました。

(1) 福祉関係事業者ヒアリングへの参加案内

障がい福祉関係事業者（施設サービス事業者）と高齢福祉関係事業者（ケアマネジャー）で考えが異なるものの、『権利擁護の推進』はともに重要となっています。障がい福祉関係事業者として、本市民が利用している障がい福祉サービス事業所（9事業所）に直接連絡し、出席を依頼しました。高齢福祉事業者としては、市内のケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所（7事業所）に直接連絡し、出席を依頼しました。

分野	開催日	時間	会場	参加者
障がい福祉	10月9日 (火)	後4時～ 5時30分	中央公民館 (第1研修室)	障がい福祉サービス事業所 9人
高齢福祉	10月11日 (木)	午後3時～ 5時午	本宮市役所 (第1会議室)	居宅介護支援事業所 7人

(2) ヒアリングの結果

【第1期計画の「市民や地域の取組」の評価】

- 障がい福祉関係事業者では、『バリアフリー化の推進』や、『地域交流の場の拡充』、『地域を支える担い手の育成支援』、『多様な福祉サービスの仕組みづくり』において、「できている」の評価が高くなっています。“バリアフリー化”や“サービスの質の向上”など、サービス事業者としての取組状況が伺えます。
- 高齢福祉関係事業者では、『基本目標2 共に支えあう意識づくりと参加のきっかけづくり』は全体的に「できている」の比率が高くなっていますが、『基本目標1, 3, 4』は「できている」の比率はほとんどが50%未満であり、特に『権利擁護の推進』や『地域ぐるみ防災体制の推進』、『心身の健康づくりの推進』の3項目は14.3%と極めて低い結果となっています。ケアマネジャーとして利用者からの視点での取組評価の状況が伺えます。

【第2期計画に向けて・重要な取組】

- 障がい福祉関係事業者では、『権利擁護の推進』が唯一半数を超えており、次いで基『バリアフリー化の推進』、『地域交流の場の拡充』は重要度が4割を超えています。
- 高齢福祉関係事業者では、『地域福祉活動体制づくり』や、『権利擁護の推進』、『企業による福祉活動・地域貢献活動の推進』、『サービスの質の向上』で比率が半数以上となっています。

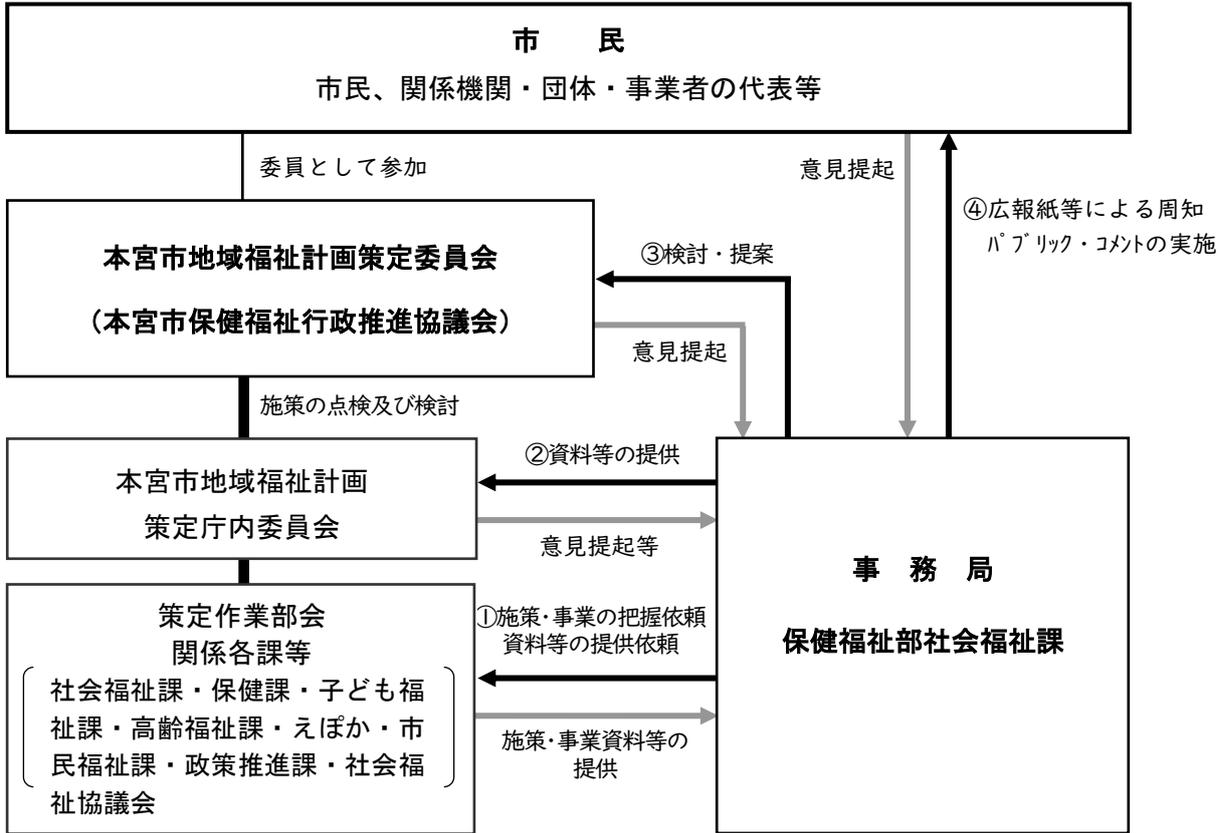


6 地域の見守り活動等に関する協定について

協定名	協定者	協定事業者等	協定締結日
地域見守りの取組に関する協力協定書	本宮市	生活協同組合コープふくしま	平成27年3月30日
地域見守りの取組に関する協力協定書	本宮市	ヤマト運輸(株)福島主管支店	平成27年3月18日
地域見守り活動	本宮市	ふくしま未来農業協同組合	平成29年11月29日
福島県地域の見守りの取組に関する協定	福島県	(株)福島民報社及び福島民報会	平成30年3月22日
福島県地域の見守りの取組に関する協定	福島県	福島民友新聞(株)及び福島民友会	平成30年3月22日
福島県地域の見守りの取組に関する協定	福島県	三井住友海上火災保険(株)福島支店	平成30年5月14日
本宮市と本宮市内郵便局との包括連携協定	本宮市	本宮市内郵便局	平成30年11月20日



7 策定のための組織体制について



8 地域福祉計画策定に関する例規について

(1) 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい者福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年本宮市条例第51号）のうち国民健康保険運営協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日告示第137号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月25日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。



本宮市保健福祉行政推進協議会（策定委員会）委員名簿

委嘱期間 ： 平成29年12月1日～平成31年11月30日

選出区分	職名	氏名	備考
1号委員	委員	熊田伸子	郡山女子大学教授
	委員	久間木誠子	家庭児童相談員
	委員	吉田幹男	よしだ内科院長
	委員	藤本真	特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー理事長
2号委員	委員	松本妙子	本宮方部特別支援教育推進委員会委員長
	委員	中村宮	本宮市社会福祉協議会会長
	委員	桑原一美	本宮市身体障がい者福祉会会長
	委員	芦間則行	本宮市民生児童委員協議会会長
	委員	三瓶久子	主任児童委員
	委員	三坂トモ子	本宮市健康を守る婦人連盟会長
	委員	石橋順子	本宮市女性団体連絡協議会会長
	委員	吉田光徳	もとみや青年会議所
3号委員	委員	荒川政雄	公募委員
	委員	渡邊恵子	〃
	委員	真島久美子	〃

※本協議会を「本宮市地域福祉計画策定委員会」と位置付けました。



平成31年1月10日の会議の様子



(2) 本宮市地域福祉計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 本宮市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を審議するため、本宮市地域福祉計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉の施策に関する資料の収集、分析等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる各課及び関係機関の職にある者をもって充てる。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、保健福祉部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、関係職員又は関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

別表

総務部	総務課長、財政課長
市長公室	政策推進課長、秘書広報課長
市民部	市民課長、生活環境課長、防災対策課長
保健福祉部	社会福祉課長、高齢福祉課長、保健課長、えぼか所長、子ども福祉課長
建設部	建設課長、まちづくり推進課長、上下水道課長
産業部	商工観光課長
教育部	教育総務課長、幼保学校課長、生涯学習センター長、白沢公民館長
白沢総合支所	市民福祉課長、地域振興課長、産業建設課長
社会福祉法人本宮 市社会福祉協議会	事務局長



(3) 本宮市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 本宮市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、本宮市地域福祉計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査及び研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は社会福祉課長をもって充て、副部会長は社会福祉係長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員をもって充てる。

第4条 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が召集し、部会長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月15日から施行する。

別表

社会福祉課
高齢福祉課
保健課
えぼか
子ども福祉課
市民福祉課（支所）
政策推進課
社会福祉法人本宮市社会福祉協議会



9 策定経過について

年	月 日	内 容	備 考
平成 30 年	9月25日～10月11日	地域福祉住民座談会	
	12月13日	第1回地域福祉計画策定作業部会	
	12月27日	第1回地域福祉計画策定庁内委員会	
平成 31 年	1月10日	第1回地域福祉計画策定委員会 (本宮市保健福祉行政推進協議会)	
	1月16日	庁議	
	2月21日	市議会全員協議会	
	2月22日 ～3月14日	パブリックコメント（市民意見募集）の実施	
	3月27日	第2回地域福祉計画策定委員会 (本宮市保健福祉行政推進協議会)	





本宮市イメージキャラクター
まゆみちゃん

第 2 期本宮市地域福祉計画

～共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら

安心して暮らしているまち～

発行日 : 平成 31 年 3 月
編集 : 本宮市 保健福祉部 社会福祉課
発行者 : 本宮市
所在 : 〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地
電話 : 0243-24-5371 (社会福祉課直通)
F A X : 0243-33-3931 (社会福祉課直通)